

遺言制度の見直しに関する中間試案のたたき台

※本文（ゴシック体部分）につき、部会資料9からの変更点に下線を引いている。

第1 普通的方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の在り方

1 デジタル技術を活用した新たな遺言の方式

以下の甲案から丙案までのうち、甲案及び乙案の方式を創設することを中心としつつ、これに加え丙案の方式も創設することの要否も併せて、引き続き検討する（前注）。

（前注）甲案及び乙案の方式を創設した場合には、両方式の関係について、甲案の方式で作成した遺言のうち、乙案の①の要件を充たすものについては、乙案の②から④までの手続を経ることにより、乙案の方式によることもできることになると考えられる（これに加え、丙案の方式を創設した場合に、甲案の方式で作成した遺言の電磁的記録を印字した上で、丙案の方式によることができることも同様である。）。

【甲案】公的機関における保管を前提としない方式

【甲1案】証人の立会い及び録音・録画による記録を要件とする案

本方式による遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならない。

① 遺言者が、電磁的記録に遺言の全文、日付及び自己の氏名並びに証人の氏名その他証人を特定するに足る事項を記録すること（注1）（注2）。

② 遺言者が、証人二人以上の前で、①の電磁的記録が自己の遺言に係るものである旨並びに記録されている全文（財産目録（①の電磁的記録に一体のものとして記録された相続財産の全部又は一部の目録をいう。以下同じ。）を除く。）、日付及び自己の氏名を口述すること（注3）（注4）（注5）。

③ 証人が、遺言者に対し、①の電磁的記録に記録された内容が②の口述の内容と符合することを承認した後、記録されている自己の氏名その他証人を特定するに足る事項を口述すること。

④ ②及び③の口述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法に

より電磁的記録に記録すること（注6）（注7）。

（注1）遺言者の指示を受けた者が記録することも許容されることを前提としている。

（注2）①に規定する電磁的記録に電子署名を付すものとするとも考えられる。

（注3）「遺言の全文」に代えて、「遺言の趣旨」を口述するものとすることについて引き続き検討する。

（注4）遺言者や証人が口がきけない者であるとき、又は、耳が聞こえない者であるときは、通訳人の通訳により口述すること又は遺言者若しくは証人が入力する文字情報を電子計算機を用いて同時に音声に変換することにより、口述に代えるものとするとの規律を設けることを想定しているが、その具体的規律は引き続き検討する。

（注5）証人が、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「ウェブ会議の方法」という。）により立ち会うことができるものとすることについて引き続き検討する。

（注6）④の電磁的記録が、①の遺言に係る電磁的記録に関するものであることを明らかにするため、これらを一体のものとすることなどを含め、どのような措置をとることが必要かについて、引き続き検討する。

（注7）この方式によってされた遺言は、家庭裁判所の検認を要するものとすることを想定している。

【甲2案】証人の立会いを不要とし、これに相当する措置を講ずる案
本方式による遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならない。

① 遺言者が、電磁的記録に遺言の全文及び日付を記録し、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる措置その他の当該電磁的記録が遺言者の作成に係るものであることを確実に示すことができる措置をとること（注1）（注2）。

② 遺言者が、遺言の全文（財産目録を除く。）及び日付の口述【及びその状況】を録音【及び録画を同時に行う方法】により電磁的記録に記録すること（注3）。

③ ②の記録をするに当たっては、遺言者以外の者が関与しない状況の下において、遺言者以外の者が②に定める口述をすることができないようにする措置をとること（注4）（注5）（注6）（注7）。

（注1）遺言者の指示を受けた者が記録することも許容されることを前提としている。

（注2）措置の具体的な内容は主務省令で定めるものとするが、現時点では、電子署名を想定している。

(注3) ②の電磁的記録が、①の電磁的記録に関するものであることを明らかにするため、これらを一体のものとするなどを含め、どのような措置をとることが必要かについて、引き続き検討する。

(注4) 例えば、口述【及びその状況】を録音【及び録画を同時に行う方法】により記録する際に、生体認証や振る舞い認証等を組み合わせることで遺言者本人であることを確認することがこれに当たるものとする考えられる。

(注5) ①に規定する遺言に係る電磁的記録については電子署名を付すことによって、当該記録された情報について改変されていないかどうかを確認することができるものであることは担保されていること、ただし、電子署名に係る電子証明書の有効期間等を踏まえ、①及び②に規定する記録について更なる改変防止措置をとることの要否については、引き続き検討する。

(注6) デジタル技術の急速な進展が見込まれること等を踏まえ、③の規律については、法律上必要とされる一定の要件を規定した上で、細目を主務省令に委任するものとするについて、引き続き検討する。

主務省令に委任する場合の在り方については、遺言者が適切なデジタル技術を用いて遺言することができるようにし、事後的に遺言が無効となる事態を防止する観点から、以下の考え方があり得る。

【α案】法律上は、③の要件に代えて、遺言者以外の者が関与しない状況の下において、遺言者以外の者が②に定める口述をすることができないようにする措置として主務省令で定める基準に適合するものをとることを要する（民間事業者がサービスを提供し、遺言者が同サービスを利用することが想定される。）ものとした上で、主務省令において、③の具体的な基準を定めることとする考え方

【β案】法律において、③の要件に代えて、遺言者以外の者が関与しない状況の下において、遺言者以外の者が②に定める口述をすることができないようにする措置として主務省令で定める基準に適合するものをとるものとし、かつ、この基準を充たす民間事業者のサービスについて主務大臣による認定を行うものとした上で、主務省令において、③の具体的な基準を定めることとする考え方

(注7) この方式によってされた遺言は、家庭裁判所の検認を要するものとし、家庭裁判所において、①から③までに規定する方式について、どのような措置がとられているかを検証することを想定しているが、従前からの手続で適切な対応が可能か、検証の結果を踏まえて遺言執行を受ける金融機関、法務局等において方式要件の充足性を判断することができるか否か等について、引き続き検討する。

【乙案】公的機関が遺言に係る電磁的記録を保管することを要件とする方式

本方式による遺言をするには、次の①から④までに掲げる方式に従わなければならない。

① 遺言者が、電磁的記録に遺言の全文及び氏名を記録すること（注1）。

② 遺言者が、公的機関に対し、オンラインの方法により、①の電磁的記録を提供して保管申請をすること。その際、遺言者は、申請情報と①の電磁的記録に電子署名を行うとともに、公的機関に対し、当該電子署名に係る電子証明書（マイナンバーカードに記録された署名用電子証明書等）を併せて提供する方法その他の主務省令で定める方法により、遺言者が本人であることを明らかにすること。

③ 遺言者が、②の保管申請をするときは、公的機関に出頭し、②の電磁的記録に記録された遺言の全文（財産目録を除く。）を口授すること。ただし、公的機関は、遺言者から申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、ウェブ会議の方法によって上記の口授をさせることができる。（注2）（注3）

④ 公的機関が、②により提供された電磁的記録を保管すること。
（注1）遺言者の指示を受けた者が記録することも許容されることを前提としている。

（注2）遺言者が口がきけない者であるときは、遺言者は、公的機関の前で、遺言の全文を通訳人の通訳により申述し、又は自書（ワープロソフト等を利用して機器の映像面に文字を表示する方法も含む。）して、口授に代えることができる。

（注3）遺言の全文を口授する方法に代えて、遺言者が、主務省令で定めるところにより、②の電磁的記録が自己の遺言である旨の宣誓を行うものとすることも考えられる。

【丙案】公的機関がプリントアウト等した遺言書を保管することを要件とする方式

本方式による遺言をするには、次の①から④までに掲げる方式に従わなければならない。

① 遺言者が、全文が記載された遺言書に署名すること（注1）。

② 遺言者が、公的機関に対し、出頭又は郵送の方法により、①の遺言書を提出して保管申請をすること。その際、遺言者は、公的機関に対

し、マイナンバーカードの提示をする方法その他の主務省令で定める方法により、遺言者が本人であることを明らかにすること。

③ 遺言者が、②の保管申請をするときは、公的機関に出頭し、②の遺言書に記載された遺言の全文（財産目録を除く。）を口授すること。ただし、公的機関は、遺言者から申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、ウェブ会議の方法によって上記の口授をさせることができる。（注２）（注３）

④ 公的機関が、②により提出された遺言書を保管すること。

（注１）遺言者の指示を受けた者が全文を記載することも許容されることを前提としている。

（注２）遺言者が口がきけない者であるときは、遺言者は、公的機関の前で、遺言の全文を通訳人の通訳により申述し、又は自書（ワープロソフト等を利用して機器の映像面に文字を表示する方法も含む。）して、口授に代えることができる。

（注３）遺言の全文を口授する方法に代えて、遺言者が、主務省令で定めるところにより、②の遺言書が自己の遺言である旨の宣誓を行うものとするとも考えられる。

（補足説明）

1 中間試案の方向性について

(1) 各案の位置付けについて

これまでの議論では、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式について、考えられる見直し案を【甲案】から【丙案】まで併記し、これらの案の一つ又は複数の規律を設けるものとする前提で議論してきた。

この点に関し、部会では、デジタル技術を用いた遺言の方式を創設するという観点からは、部会資料９の第１の１の【甲案】又は【乙案】の方式を創設することが必要ではないかとの指摘があり、特に【乙案】に賛同する意見が多かった。他方で、【丙案】に関し、なお書面による遺言を望む者もいるのではないかとの意見もあった。このことを踏まえると、【甲案】及び【乙案】を中心としつつ、【甲案】及び【乙案】のほかに【丙案】を採用することも必要か否かについて、意見募集することが考えられる。

また、【甲案】及び【乙案】をいずれも創設することについては、遺言者の選択肢を増やすことができるという意義がある一方で、デジタル技術を用いた遺言の方式を新設するに当たって、民間事業者の関与を前提とする制度と公的機関の関与を前提とする制度を併設する必要性や妥当性についても検討する必要があるとも考えられる。

さらに、部会資料9の第1の1のいずれの案に対しても、作成時の遺言者の負担が重いのではないかとの意見もあり、具体的には、【甲案】に対しては証人を関与させることが負担となるのではないかといった指摘があり、【乙案】及び【丙案】に対しても公的機関の関与なく作成する方式を設けるべきではないかとの指摘があった。そこで、従前の【甲案】について、更に別の案も考えることができるかについて、意見募集することが考えられる。このような方向性について、どのように考えるか。

(2) (前注) について

【甲案】(本項において【甲1案】及び【甲2案】の双方を含む。) 及び【乙案】の規律を創設した場合には、遺言者が【甲案】の方式で遺言をした後に、当該遺言について公的機関における保管を希望するときは、【乙案】の方式により公的機関における保管をすることも妨げられないと考えられる。

すなわち、【甲案】の方式により作成された遺言に係る電磁的記録(【甲1案】、【甲2案】の各案の①の電磁的記録) について、【乙案】の①の要件をも充たし、公的機関による保管に適するファイル形式により作成されている場合には、当該電磁的記録を公的機関に対して提出して保管申請し、公的機関に出頭して遺言の全文を口授することで、【乙案】の方式による遺言とすることができる。この場合、【乙案】の方式要件を充足すれば足り、公的機関において、【甲案】のその余の要件(証人の面前での口述等【甲1案】や口述の録音等【甲2案】)の有無は確認することは要しないこととなると考えられる。なお、【甲案】の方式による遺言は、死後、遺言が発見されない可能性等があることから、確実に遺言を残すことを希望する遺言者は、いったん【甲案】で作成した遺言についても、【乙案】により保管することを選択することも想定される。

また、【丙案】の方式を創設した場合に、【甲案】の方式で作成した遺言の電磁的記録を印字した上で、【丙案】の方式によることも同様であると考えられる。

2 【甲1案】について

(1) 概要について

【甲1案】は、部会資料9の第1の1の【甲案】に対応するものであり、遺言者による保管を必要としない前提で、証人の立会い並びに録音及び録画を同時に行う方法による記録(以下「録音・録画による記録」ということがある。)を必要とすることを要件とするものである。

すなわち、【甲1案】では、デジタル社会の進展により、手書きにより文

書を作成するのではなく、パソコンやスマートフォンを利用して文書を作成することが多くなったことを踏まえ、文字情報による電磁的記録により遺言することを可能とするものである。この点に関し、遺言の真正性・真意性の担保に関し、自筆証書遺言では、全文等の手書きを要すること等によって、第三者による偽造を一定程度防止し、また、遺言者が遺言の内容を熟慮する機会を担保しているところ、電磁的記録については、遺言者により入力されたものか、第三者により入力されたものかが明らかでないという性質があるため、偽造が容易になるのではないかとの指摘もあり、また、遺言者が遺言の全文の内容を認識していない可能性があるとの指摘もある。そこで、遺言者が、財産目録を除いた遺言の全文を口述することを要するものとすることによって（本文②）、遺言者が遺言の内容を認識していることを担保し、かかる口述を、2人の証人の面前で行い、かつ、当該口述の状況の録音録画により記録することを要するものとすることによって（本文③、④）、遺言の真正性・真意性の担保等を図ることとし、さらに加えて、遺言者が遺言の全文を口述したことを事後的にも確認することができるようにし、遺言者が他人による不当な影響から遺言をしたものでないことを担保することとしている。

なお、作成の簡便性及び真正性・真意性の担保の程度について、自筆証書遺言と同程度とすることが相当ではないかと考える場合には、証人の立会を要件とすることにより他人による不当な影響を一定程度排除し得るものとするについて、自筆証書遺言よりも真意性の担保の程度が高い反面で、遺言者の負担が重すぎるのではないかとの指摘も考えられる一方で、自書がされている自筆証書の場合と異なり、第三者が文書作成を行うことが排除されていない【甲1案】の場合には、自筆証書と同程度の真意性を担保するためにより慎重な手続を踏む必要があるとも考えられる。

(2) 本文①並びに本文の（注1）及び（注2）について

ア 部会資料9からの変更点等について

本文①について、部会資料9では「証人の氏名及び住所」としていたのを「証人の氏名その他証人を特定するに足りる事項」に修正し、本文の（注1）について表現ぶりの修正をしたほか、本文の（注2）を追記している。

なお、【甲1案】では、電子署名に添付される電子証明書が、氏名、住所等の変更、本人の死亡・国外転出及び本人による失効の申出のほか、電子証明書の有効期間の経過によって失効することを踏まえ、遺言に係る電磁的記録に遺言者の電子署名を要求しない代わりに、証人の立会い及び録音・録画による記録によって、遺言の真正性を確保しようとしている。

もつとも、部会においては、証人の供述や録音・録画による記録よりは電子署名の方が確実な本人確認手続ではないかとの指摘もあるところ、遺言時に証人等が電子証明書の有効性を確認するといった方策と併せることによって電子署名を活用することも考えられることを踏まえると、遺言に係る電磁的記録について遺言者の電子署名を要求することによって、遺言の真正性を確保することも考えられる。そこで、①に規定する電磁的記録に、遺言者が、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる措置その他の当該電磁的記録が遺言者の作成に係るものであることを確実に示すことができる措置をとることを要するものとする

イ 規律の趣旨について

【甲１案】では、文字情報により作成された電磁的記録を遺言とすることを前提に、本文①では、遺言者が、電磁的記録に遺言の全文、日付及び自己の氏名並びに証人の氏名その他証人を特定するに足りる事項を要するものとしている。

このうち、「日付」については、遺言の成立の時を明確にするため、遺言が成立した日付を記載することを想定している。現行の自筆証書遺言において日付の記載を必要としていること（第９６８条第１項）と同様の趣旨に基づくものである。

また、証人については、本文②で立ち会う証人２名を特定するため、その氏名その他証人を特定するに足りる事項を記載するものとしている（なお、部会資料９では、氏名及び住所を記載するものとしていたが、証人を特定するに足りる事項はこれに限られないことから、文言を修正している。）。

なお、遺言者が熟慮して遺言を作成したというためには、少なくとも行為規範としては、自筆証書遺言と同様、遺言者が自ら全文を入力することが望ましいとも考えられる。他方で、自筆証書遺言において筆跡が本人のものか否かを一定程度判断可能であることと異なり、電磁的記録については、遺言者本人が入力したものであるか、遺言者の指示を受けた者が入力したものであるかが記録自体から明らかにならないことから、遺言者が自ら入力したことを方式要件としても裁判規範としては適切に事実の存否を認定することが必ずしも容易ではないとも考えられる。そこで、遺言者の意思によって作成されたものであれば、遺言者以外の者が入力したものであっても方式要件を欠くことにはならないものとするのが相当であると考えられる。本文①において、遺言者が、電磁的記録に遺言の全文等を記録することとしているが、遺言者の指示を受けた者が入力し

た場合も含む趣旨であることを明確にするため、その旨を本文の（注１）を記載している。

(3) 本文②並びに本文の（注３）、（注４）及び（注５）について

ア 部会資料９からの変更点等について

本文②について部会資料９からの変更点はなく、本文の（注３）、（注５）も同様である。これに対し、本文の（注４）については、遺言者又は証人が耳が聞こえない者である場合には、自身以外の者がする口述（遺言者による本文②の口述又は証人による本文③の口述）を聞くことができないと考えられることから、この場合についても通訳人の通訳による申述に代えることができる旨を追記することとしている。

本文②の規律の趣旨について確認すると、遺言者が、財産目録を除いた遺言の全文を口述することを要するものとすることによって、真意性（遺言者が遺言の内容を理解していること）を担保し、一定程度熟慮を促すことにあると考えられる。また、口述を、２人の証人の面前で行い、かつ、当該口述の状況を録音及び録画することを要するものとする（本文④）によって、遺言の真正性を担保するとともに、遺言者が遺言の全文を口述したことを事後的にも確認することができるようにし、遺言者が他人による不当な影響から遺言をしたものでないことを担保することとして、相続開始後の紛争の発生をできる限り予防することもできると考えられる。

イ 証人の役割及び本文の（注３）について

【甲１案】の方式による遺言において、証人は、遺言者に人違いがないこと、遺言者が真意に基づいて遺言に係る電磁的記録を作成したこと、遺言者による遺言の全文の口述に誤りがないことを確認するほか、これに加え、作成に際して他人からの不当な影響がないことを担保する役割も期待される（注１）。

この点に関し、部会においては、遺言者本人等が実際に本文①の電磁的記録を作成する際にも証人の立会いを要するものとするか否かについても検討された。もっとも、遺言の作成については、一般に、遺言者において、遺言の対象となる財産を整理し、推定相続人の相続分や遺言者の希望、推定相続人間の公平等を踏まえつつ作成されることが想定され、その作成に一定の時間を要することも多いことからすると、本文①の電磁的記録の作成過程にも立ち会うことは、遺言者や証人の負担が重く、現実的ではないとの指摘があった。そこで、本文①の電磁的記録を作成する際には証人の立会いを要しないこととし、証人が本文②の全文の口述に立ち会

うことによって、遺言が遺言者の真意に基づくものであることを担保することとしている。

また、本文②では、財産目録を除いた遺言の全文の口述を要するものとしているが、部会の議論では、形式的に遺言の全文を口述（朗読）するのではなく、どの財産をどの相続人等に遺贈するかといった遺言の内容の趣旨について、遺言者が認識していることが明らかになれば足りるとの観点から、遺言の趣旨を口述すれば足りるものとするとも考えられるとの意見もあったことから、本文の（注３）ではその旨を付記している。

さらに、部会においては、証人の前で全文の口述を要するものとした場合には、遺言者が遺言の内容を誰にも知られたくないとのニーズに応えられないとの指摘もあり、現行の秘密証書遺言を参考に、遺言者が、証人の前で本文①の電磁的記録が自らの遺言である旨を申し述べれば足り、全文の口述を要しないものとするとも検討された。しかし、証人に前記のような役割を求める場合には、遺言者が本文②の全文の口述をしたことを確認する必要は高いと考えられることから、遺言者が証人の前で全文の口述を要するものとすることを提案している（注２）。

ウ 証人の欠格事由について

現行法上、公証人が関与する公正証書遺言や秘密証書遺言における証人のほか、成年被後見人の遺言（第９７３条）や特別方式の遺言（第９７６条から第９７９条まで、第９８４条）について、①未成年者、②推定相続人及び受遺者並びにこれらの配偶者及び直系血族、③公証人の配偶者、四親等内の親族、書記及び使用人は、遺言の証人又は立会人となることができないものとされている（第９７４条、第９８２条）。これは、典型的に遺言の内容に利害関係があるため遺言内容に不当な影響を及ぼすおそれがあると考えられる者や、証人に求められる役割を担当するだけの判断能力を備えていないと考えられる者を列挙したものとされている（注３）。

【甲１案】の方式による遺言では、前記イのとおり、証人には、遺言者が人違いでないこと、遺言者が真意に基づき遺言に係る電磁的記録を作成したこと、遺言の全文の口述に誤りがないことの確認のほか、作成に際して他人からの不当な影響がないことを担保する役割も期待されることからすると、典型的に、遺言の内容に利害関係があり、遺言内容に不当な影響を及ぼすおそれがあると考えられる者や、証人に求められる役割を担当するだけの判断能力を備えていないと考えられる者を排除する必要があると考えられる。その上で、【甲１案】の方式による遺言では、公証人がその作成に関与しないため、欠格事由の範囲を拡大することも考え

られる一方で、現行法上、特別方式の遺言や、成年被後見人が自筆証書遺言をする場合等の公証人が関与しない手続においても、前記と同様の欠格事由が定められていることを踏まえると、【甲１案】の証人についても、上記①及び②と同様の規律を設けることが相当であると考えられる。

エ 証人の人数について

遺言者に不当に働き掛け、自らに有利な遺言を作成させようとする他人と証人が結託し、遺言者に不当な影響を与えることを防止する観点からは、証人の人数を多くすることが考えられる一方で、遺言者にとって証人を確保することは負担となると考えられる。また、【甲１案】の方式による遺言では、公証人が関与しないものの、録音・録画による記録を残すことを要件としており（本文④）、不当な働き掛けの有無について事後的に確認することができることも考えられる。そこで、公正証書遺言や秘密証書遺言において証人２名の立会いを要件としていることも踏まえ、証人２名の立会いを要するものとすることを提案している。

オ 証人の立会いの方法（本文の注５）について

証人が遺言者と物理的に同じ場所で立ち会うことを要するものとするか、ウェブ会議の方法により、遠隔地からの立会いも許容するかが問題となる。中間試案のたたき台では、ウェブ会議等の方法により前記イの役割を果たすことができるかという観点から引き続き検討することとしており、その旨を本文の（注５）で付記している。

カ 口がきけない者及び耳が聞こえない者のための方式の特則（本文の（注４））について

遺言者が口がきけない者である場合は、本文②の口述をすることができないことから、口述に代えて、通訳人の通訳による申述をすることができるとすることが相当である（注４）。また、前記アのとおり、遺言者が耳が聞こえない者である場合は、本文②の証人の口述を聞くことができないことからすると、通訳人の通訳により申述して、口述に代えることができる旨の規律を置くことが相当であるとも考えられる。このほか、音声読み上げソフト等のデジタル技術を活用することにより、遺言者が入力する文字情報を音声に変換することにより口述に代えることができる旨の規律を置くことも考えられる。

以上については、証人が口がきけない者である場合や耳が聞こえない者である場合についても、同様の規律を設けることが相当である。

そこで、本文の（注４）において、その旨を明記するとともに、その具体的な規律は引き続き検討する旨を付記している。

キ 規律の明確性について

以上のほか、部会においては、証人には前記イの役割が期待されており、事後的に方式要件の不備が争われた際に証人が作成経緯に係る事実関係について供述等する必要があるにもかかわらず、必ずしも公証人をはじめとする法律専門家が関与しないことから、証人の知識不足等により、遺言が無効となるリスクが高まるのではないかと指摘があった。

このような観点から【甲 1 案】の規律をみると、証人には、ア. その前で、遺言者が、本文①の電磁的記録が自己の遺言に係るものであること、並びにその全文、日付及び自己の氏名を口述したことを確認すること、イ. 本文①の電磁的記録の内容が全文の口述の内容と符合することを承認すること、ウ. 自己の氏名及び住所を口述することの 3 つが求められることとなる。

新たな方式の遺言を創設した場合には、これら証人の役割を含め、国民にとって分かりやすく、実践が容易な規律とすることが必要であると考えられる。

(注 1) 公正証書遺言において、一般に、証人は、遺言者の真意を確保し、遺言をめぐる後日の紛争を防止するため、①遺言者に人違いのないことを確認すること、②遺言者が正常な精神状態の下で自らの真意に基づき遺言の趣旨を公証人に口授するものであることを確認すること、③公証人による遺言者の口述の筆記が正確なことを確認して承認することを担保する役割を担うとされている。

(注 2) アメリカの統一電子遺言法第 8 条(c)では、自己証明遺言の場合において、証人の宣誓供述書は、実質的に、「私たち、(氏名) 及び (氏名) は、証人であり、宣誓の上、遺言者が本証書に遺言者の電子遺言として署名したこと、自ら進んで遺言者が署名したか又は他の者に遺言者のために署名するよう指示したこと、及び、私たち各自は、遺言者の物理的〔又は電子的〕立会いのもとで遺言者の署名行為の証人として本証書に署名し、かつ、私たちが最もよく知る限りにおいて遺言者は〔18〕歳以上であり、心神が健常で、強制や不当威圧を受けていないことを、下名の役人に対して宣言します。」との形式でされなければならない旨規定されている(参考資料 2・15、16、52 頁参照)。

(注 3) 公証人法における証人の規律について

公正証書に係る一連の手續に関する規律については、令和 5 年成立の民事関係手續等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(以下、本注において「改正法」という。)により、デジタル化を図るための措置が講じられ、民法の公正証書遺言関係の規定についても、公証人法におけるデジタル化の措置に係る規律が公正証書遺言に関しても適用されるよう、所要の見直しがされている。改正法のうち公正証書関連の規定は、公布の日(令和

5年6月14日)から2年6月以内の政令で定める日から施行されるものとされている。以下、改正法による改正前の民法及び公証人法を「民法」及び「公証人法」、改正後の民法及び公証人法を「新民法」、「新公証人法」という。

①公正証書の作成に際し、一般的に証人の立会いを要する旨の定めはなく、②嘱託人が視覚障害その他の障害により視覚により表現を認識することが困難である場合又は嘱託人が文字を理解することが困難である場合に、証人の立会いを要するものとし、③証人の欠格事由として、ア. 未成年者、イ. 公証人法第14条に規定する者(拘禁刑以上の刑に処せられた者、破産手続開始決定を受け復権していない者等)、ウ. 嘱託事項について利害関係を有する者、エ. 嘱託事項について代理人である者又は代理人であった者、オ. 嘱託人又はその代理人の配偶者、四親等内の親族、法定代理人、保佐人、補助人、被用者又は同居人、カ. 公証人の配偶者、四親等内の親族、被用者、同居人又は書記を列挙しているが、これらの規律は改正法による改正の前後で大きく異なるものではない(公証人法第30条1項、第34条第3項、新公証人法第30条、第35条第3項。引用は新公証人法の規律。)

また、改正法による改正前も、公正証書遺言における証人の規律は民法第974条によるものとされ、改正法による改正後の民法第969条第3項はその旨を明記している。

(注4) 平成11年の民法等の一部を改正する法律の立案担当者によれば、民法第969条の2の「口がきけない者」について、主として言語機能に障害を有する者を指すが、言語機能の障害のために発話ができない場合だけでなく、聴覚障害や年齢等のために発話が不明瞭で、発話の相手方にとって聴取が困難な場合も含まれるものと解するのが相当であるとされており、この趣旨は、【甲1案】の方式による遺言をする遺言者及び証人についても妥当するものと考えられる。

(4) 本文③について

ア 証人の承認等を、遺言者に対して行うことを明記したほかは、部会資料9からの変更点はない。

イ 規律の趣旨について

証人は、遺言者が、本文①の電磁的記録が自己の遺言に係るものであること及び遺言の全文等を口述したことを聞いたときは、その口述の内容が本文①の電磁的記録と符合していることを確認し、遺言者に対してその旨を承認することとし、自己の氏名その他証人を特定するに足りる事項を口述しなければならない。

これによって、本文②の規律が適正になされたことを確認し、事後的に遺言が無効となることを防止することとしている。

また、本文④では、かかる承認及び口述の状況を録音・録画により記録することを要するものとしているが、これは、公正証書遺言における証人の位置付けと対比すると、遺言に係る電磁的記録に証人の氏名その他証人を特定するに足りる事項が記載されるほかに、証人が現に関与し、遺言者の口述の内容と電磁的記録に記載された内容とが符合することを承認したことが遺言に係る電磁的記録自体から明らかにならないことから、証人が現に関与し、承認したことを録音・録画による記録によって明らかにすることにあると考えられる。

(5) 本文④について

ア 部会資料 9 からの変更点等について

表現ぶりを修正したほか、部会資料 9 からの変更点はない。この点、【甲 2 案】では、遺言者による全文の口述の記録が、遺言者が現に遺言の全文を口述したことを記録するためであることを前提に、遺言者の口述を録音のみによって記録することで足りるとも考えられること等から、口述及びその状況を録音・録画により記録することの要否については引き続き検討するものとしている。これに対し、【甲 1 案】では、遺言者以外にも証人が口述の場面に関与することから、口述及びその状況を録音・録画により記録することとしている。

イ 証人の立会い及び録音・録画による記録の意義について

公正証書遺言では、公証人に嘱託することを前提に、証人 2 人以上の立会いがあることに加えて、嘱託の状況を録音・録画により記録することを要件としていない。これは、証人によって、遺言者が本人であること、遺言者が自己の意思に基づいて口授をしたこと、公証人による筆記が正確であること等を確認させることに加え、公証人が関与し、その旨を公正証書に記載することによって、その手続が適正に行われたものであることが担保されているためであると考えられる。これに対し、【甲 1 案】の遺言では、公証人が関与しないことから、証人の証言のみでは、遺言者の死亡後に、遺言が、遺言者本人が関与することなく偽造されたり、他人の不当な影響の下で作成されたりしたものでないことの担保として不十分であるとの指摘があったことを踏まえ、録音・録画による記録によって担保することとしたものである。

(6) 本文の（注 6）について

部会資料 9 の第 1 の 1 では本文⑥において、遺言者が遺言に係る電磁的記録と録音録画に係る電磁的記録を結合することを要するものとしていた。

これは、事後的に、相続人等が遺言に係る電磁的記録と録音・録画に係る電磁的記録を発見したときなどに、後者の録音・録画が前者の遺言に関してされたものであることを確認することができるようにするためであるが、両記録の関連性を明らかにするためには、必ずしも2つの電磁的記録を結合し、1つの電磁的記録とするのではなく、例えば、2つの電磁的記録を1つのフォルダに入れること等でも足りると考えられる。また、自筆証書遺言に関する第968条第1項が、数葉にわたる遺言について一体化する措置をとることについて、特段明文の規定を置いていないことも踏まえると、遺言に係る電磁的記録が録音録画に係る電磁的記録と一体のものとする

ことについて、明文の規定を置く必要があるか否かについて検討する必要がある。そこで、本部会資料では、遺言に係る電磁的記録（本文①）と録音・録画に係る電磁的記録（本文②）との一体化について、本文に記載することはし

(7) 本文の（注7）について

【甲1案】の方式による遺言については、公的機関における保管を前提としていないことから、遺言者の死亡後に家庭裁判所における検認の手続をとる必要がある。そこで、本文の（注7）において、その旨を記載している。

現行法上、自筆証書遺言の検認は、検認時における遺言書の状態を確認し、その証拠を保全するとともに、利害関係人に遺言書の存在を確知させるものであり、家庭裁判所は、現状を保全するために、遺言の方式に関する一切の事実を調査し、その結果を記録した検認調書を作成するものとされており、【甲1案】の方式による遺言については、家庭裁判所において、本文①から④までに規定する方式に関する事項を検証し、その旨の検認調書を作成することになると考えられる。

3 【甲2案】について

(1) 更なる検討の必要性について

ア 部会資料9の第1の1の【甲案】については、公的機関における保管を前提としないことから、これまで、遺言者の真正及び真意を確保する観点から、証人の立会い及び録音・録画による記録を要件とすることが検討されてきた。

これに対しては、これまでの部会で、遺言者の真意の担保のためには証人の立会いを要するものとすべきであるとの意見や、諸外国にも類似する制度があることから賛成する意見がある一方で、証人を関与させることとすると、遺言者が単独で作成できるという自筆証書遺言と同様のメリットを享受することができないとの意見や、手続の負担が大きいとの意見があり、公正証書遺言のデジタル化後の法制度の下で、公正証書遺言と同様に証人2名の立会いを要件とする制度を新設することがどのような意義を有するかについて留意する必要があるとも考えられる。

この点に関しては、部会において、①電磁的記録が書面による遺言と比べて紛失のおそれが高いことや、②作成された電磁的記録に作成者の個性（筆跡等）があらわれないため、第三者による偽造や変造が容易には明らかにならないことに加え、③判断能力が低下した遺言者に、親族等が不当に働き掛けて遺言を作成させるおそれがあること等を踏まえた検討が必要であるとの指摘がされてきたが、現行の自筆証書遺言、公正証書遺言及び秘密証書遺言とのバランスを踏まえ、デジタル技術を用いることによって、前記①から③までのようなリスクがどの程度増加するかを具体的に検討する必要がある、例えば、前記①及び②のリスクは、電磁的記録の性質上、自筆証書遺言と比べて明らかに増大する一方で、前記③のリスクは、公正証書遺言と比べると高いとはいえるものの、遺言の作成状況を記録することで自筆証書遺言よりは低減するということもできると思われる。

そして、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式において、遺言者の真正性及び真意性を確保することについては、デジタル技術の発展の影響を受けることが不可避であり、そのような技術水準を踏まえつつ検討すべきものであるが、自書能力さえ備わっていれば他人の力を借りることなく、どこでも作成することができる自筆証書遺言の性質を持った方式を創設することを目指すのであれば、一般国民にも広く普及し、利用可能なデジタル技術のうち、遺言者の電子署名並びに遺言者による全文の口述及びその状況を録音ないし録画することを要件とすることが、制度の在り方として望ましいとも考えられる。

なお、電子署名については、第5回会議等において、親族等が遺言者のマイナンバーカード等を悪用して、電子署名を冒用することにより遺言を偽造等するおそれがあるとの指摘や、電子署名に添付された電子証明書の有効期間の経過や遺言者の死亡により失効した場合には本人確認がとれず、改ざんのリスクもあるとの指摘があったが、マイナンバーカード等について遺言者の死亡により電子証明書が失効した後も有効期間が経

過する前であれば、当該発行機関によって、当該電子署名がされた当時、電子証明書が失効していなかったことを確認することができること、電子証明書の失効までの間に当該電磁的記録に対する改変があったか否かを明らかにし得ることができることなどを踏まえ、他の要件と組み合わせる際の要素とすることは十分にあり得るとも考えられる。

イ　ところで、部会資料9の第1の1の（後注）では、「遺言の全文等が文字情報として記録された電磁的記録によって遺言をすることとし、民間事業者が情報処理システムを用いて本人確認等を行うことを要件とする方式とする考え方」を提案していた。これに対しては、前回会議において、真正性及び真意性の確保という観点からは、【甲案】から【丙案】までの簡便性、利便性を追求することは困難ではないかとの意見があった一方で、（後注）のような考え方についても引き続き検討していきたいとの意見や（後注）を整理して、有効なものは採用することも考えてよいとの意見、【甲案】から【丙案】までの規律では、誰もが使いやすいものとはいえないとの意見があり、引き続き検討すべきとの意見が複数出された。

部会では、公的機関による保管を前提としない【甲案】の方式を創設した場合には、民間事業者がその要件を充たす形でのサービスを提供するようになる可能性もあるとの指摘があったことを踏まえると、民間事業者が参入する可能性があることも視野に、民間事業者を利用した仕組みのイメージを具体化した上で、制度の在り方を更に検討する必要があると考えられる。

ウ　以上のような観点から、【甲2案】では、公的機関における保管を前提としない方式として、①遺言者が、電磁的記録に遺言の全文及び日付を記録した上で、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる措置その他の当該電磁的記録が遺言者の作成に係るものであることを確実に示すことができる措置をとることを中心としつつ、そのことを担保するための方式として、②遺言者が、遺言の全文の口述【及びその状況】を録音【及び録画を同時に行う方法】により記録すること、③遺言者以外の者が②に定める口述をすることができないようにする措置をとることを要するものとする案を提示している。

このうち、本文①及び②の規律は、自筆証書遺言の全文及び日付の自書並びに遺言者の署名押印に相当する真正性、真意性を確保するための要件である一方で、本文③の要件はこれまでの部会においても指摘のあったとおり、デジタル技術については、制度を悪用し、本人が記録したことを装う技術や、このようななりすましを防止するための技術のいずれに

についても、将来にわたって大幅な進展を遂げることが予想され、かつ、そのスピードも早いことが予想されることから、そのような技術の進展に機動的に対応するため、その具体的内容は省令等に委任することも考えられる。そこで、その旨を本文の（注6）に記載している。

5

(2) 本文①並びに本文の（注1）及び（注2）について

ア 【甲1案】との異同について

【甲1案】の①では、「証人の氏名その他証人を特定するに足りる事項」を記録することを要件としているが、【甲2案】では、証人の立会いを必要としない仕組みとすることを前提に、これを削除している。

10

また、【甲2案】では、遺言に係る電磁的記録が遺言者の意思表示として完成したものであることを明らかにするため、「当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる措置その他の当該電磁的記録が遺言者の作成に係るものであることを確実に示すことができる措置をとること」を要するものとしているが、本文の（注2）に付記したとおり、かかる措置については電子署名を付すことを念頭に置いている。なお、【甲1案】では、遺言に係る電磁的記録に電子署名を付すことを要件としていないが、【甲2案】では、証人が関与しないことから、当該遺言に係る電磁的記録が完成したものであることを明らかにするために電子署名をすることが必要であるとも考えられる。もっとも、【甲1案】の本文の（注2）に記載したとおり、【甲1案】の①の電磁的記録について遺言者の電子署名を付すものとするとも考えられる。

15

20

イ 遺言者が「電磁的記録に遺言の全文及び日付を記録すること」について

本文①では、遺言者が、電磁的記録に遺言の全文及び日付を記録することを必要としており、ここで、遺言の全文及び日付は、文字情報により記録されることを前提としているが、その趣旨は、【甲1案】と同様である。

25

ウ 遺言者が電磁的記録に電子署名を付すことについて

【甲2案】では、公的機関における保管を要件としていないことから、遺言者の死後に残された電磁的記録が、遺言者の意思に基づき作成されたものであることや、遺言者の意思表示（遺言）として完成したものであることが、遺言に係る電磁的記録自体から明らかであることが必要となるとも考えられる。

30

この点に関し、電子署名及び認証業務に関する法律（以下「電子署名法」という。）は、第2条第1項において、電子署名について、「電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置」であって、①「当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのもの

35

であること」、及び、②「当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること」のいずれにも該当するものをいうと定義し、第3条において、本人による電子署名（ただし、これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。）が付された電磁的記録は、真正に成立したものと推定するとの、私文書の成立の真正に関する推定規定である民事訴訟法第228条第4項に相当する規定を置いている（注）。我が国における電子署名の位置付けについて、文書作成者の署名及び押印に完全に代替するものであるかは議論の余地があるものの、電子署名法のこれらの規定に照らせば、これらの要件を充たす電子署名は、当該電子署名がされた電磁的記録が、遺言者によって作成されたものであることを担保し、遺言者の意思表示（遺言）として完成したものであることを明らかにする機能を有しているといえるようにも思われる。

そこで、本文①では、かかる意味での電子署名を付すことを要するものとすることが考えられる。

エ 本文の（注1）について

【甲2案】では、【甲1案】と同様、遺言者の意思によって作成されたものであれば、遺言者以外の者が入力したものであっても方式要件を欠くことにはならないものとすることを想定しており、その旨を明確にするため、本文の（注1）で付記している。

もっとも、遺言者が真意に基づき熟慮の上で遺言を作成したというためには、少なくとも行為規範としては遺言者が自ら全文を入力することが望ましいとも考えられ、特に、【甲2案】では、全文の口述の際に証人の立会いが要件とされていないことからすると、遺言者が自ら遺言に係る電磁的記録を入力したことを要件とすべきとも考えられる。また、裁判規範としても、遺言者の電子署名がされていることを踏まえると、遺言者が遺言を作成したことを他人が知り、これを改ざんするような場面は必ずしも想定し難く、遺言に係る電磁的記録の保管状況等の事情から、遺言者以外の者が入力したことを疑うに足る事情のない限り、遺言者が自ら入力したと認められるようにも考えられ、必ずしも電磁的記録自体から遺言者が自ら入力したことが明らかとなる必要はないとも考えられる（なお、この場合でも、自ら入力するという方式要件を遵守することを徹底するために、遺言者には、全文の口述の際に、①の電磁的記録を自ら入力したものであることを申述することを方式要件とすることも考えられる。）。そうすると、【甲2案】において、真意性を確保するためのより慎重な手続を求める観点から、本文の（注1）の考え方を採用せず、遺言者

自らが本文①の電磁的記録を入力することを要件とすることも考えられる。なお、電子署名を求めるのであれば、以上の議論は【甲１案】にもあてはまると考えられる。もっとも、【甲１案】【甲２案】のいずれについても、遺言者以外の者が全文を入力した電磁的記録に、遺言者の電子署名が付されることもあり得ないではないが、こうした操作が行われたことを疑わせる事情が明らかにならないが、一般には本人が入力したと認め得るともいえる。

(注) 電子署名及び認証業務に関する法律（平成１２年法律第１０２号）

(定義)

第二条 この法律において「電子署名」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

２、３ （略）

第三条 電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの（公務員が職務上作成したものを除く。）は、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名（これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。）が行われているときは、真正に成立したものと推定する。

(3) 本文②及び本文の（注３）について

ア 【甲１案】との異同について

【甲１案】の②では、「証人二人以上の前で」遺言の全文、日付及び自己の氏名を口述することを要件としているが、【甲２案】では、証人の立会いを前提にしないことから、これを削除している。

また、【甲１案】の②では、証人の面前で、遺言者が口述する遺言を特定するために、遺言者が「①の電磁的記録が自己の遺言に係るものである旨」を口述するものとしているが、【甲２案】では、証人の立会いを前提としないことから、これを要しないものとしている。

【甲１案】では、証人の立会い及び録音・録画による記録を要するもの

とすることによって、遺言の真正性を確保するとともに、遺言者が遺言の全文を口述したことを事後的にも確認することができるようにし、遺言者が他人による不当な影響から遺言をしたものでないことを確保することとして、相続開始後の紛争の発生をできる限り予防することとしている。これに対し、【甲２案】では、遺言の真正性・真意性については、本文①の遺言者の電子署名及び本文②の本人の口述により確保することとし、遺言者が遺言の全文を口述したことは、録音等の記録（のみ）によって事後的に確認することが考えられる。また、遺言者が他人による不当な影響から遺言をしたものでないことを確認することは困難であるが、自筆証書遺言と同様に、第三者が関与することなく遺言者が単独で作成することができる方式にすることによって、親族等に知られることなく遺言（既にされた遺言を撤回する旨の遺言も含む。）をすることができることも考えられる。

イ 遺言者が、「遺言の全文の口述【及びその状況】を録音【及び録画を同時に行う方法】により電磁的記録に記録すること」について

これまでの部会の議論では、遺言については、遺言者の死後に効力を発生し、その時点で遺言者に直接その意思を確認することができないことから、単に遺言が遺言者によって作成されたことのみならず、遺言者の真意に基づいて作成されたことがその方式から明らかであることが必要であるとの意見が支配的であった。そのため、【甲２案】の方式による遺言についても、遺言者が遺言の全文の口述を録音により電磁的記録に記録することを必要としている。

すなわち、現行の自筆証書遺言において、遺言者が全文を自筆することで、遺言の内容を了知し、内容について熟慮する機会を与えることを担保し、遺言が遺言者の真意に基づくことを確保しようとしていることを踏まえ、遺言者が全文を口述することで、遺言の内容を了知し、内容について熟慮する機会を与えることを担保し、遺言が遺言者の真意に基づくことを確保するために、遺言者が財産目録を除く遺言の全文を口述することが必要であると考えられる。

また、本文②では、遺言の全文の口述を録音等により電磁的記録に記録することとしているが、遺言者が遺言の全文を口述したことを事後的に確認することができるようにするものである。これまでの部会では、自筆証書遺言において遺言者が全文の自書をするものの機能として、遺言者の親族等が遺言者の自筆による遺言を見て、遺言者自身による遺言であると信頼することができる機能があるのではないかとの指摘があったが、遺言者の自書に代えて、遺言者の声の記録が残っていることによって、同

様の機能を持つとも考えられる。

なお、本文②は方式要件の一部をなすものであるが、あくまでも遺言は本文①により作成された文字情報による電磁的記録であることを前提としている。

5 ウ 録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録することの要否について

10 以上のように、遺言者が遺言の内容を了知し、内容について熟慮する機会を与えることを担保する観点から遺言者が遺言の全文を口述することとした場合には、その事実を記録するためには口述の音声を録音することで足りると考えられるものの、事後的に録音された音声は遺言者によってされたものであることを確認することができるようにし、また改変がより困難なものとするためにも、遺言者の顔貌等が明らかになる録画を保管することが望ましいとも考えられる。

15 他方で、現在の技術水準の元では、録音データと比して音声及び映像からなる録画データはデータ容量が膨大になるため、少なくとも民間事業者において録画データを保管することが困難となるとの指摘がある。また、事後的に録音された音声は遺言者によってされたものであることを確認するためには、後記(5)のとおり、本文②の口述を行うに当たって、本文③のなりすまし防止措置をとることによって担保する方法も考えられることからすると、必ずしも録画により記録する必要はないとも考えられる。

20 そこで、本文②では、録画により記録することの要否については引き続き検討することが考えられ、「口述【及びその状況】を録音【及び録画を同時に行う方法】により電磁的記録に記録すること」と、ブラケットを付してその旨を明らかにしている。

25 エ 本文の（注3）について

30 遺言に係る電磁的記録（本文①）と録音【及び録画】に係る電磁的記録とを一体のものとすることを含め、どのような措置をとることが必要かについて、【甲1案】と同様の問題があることから、その点を本文の（注3）に記載している。

(4) 本文③並びに本文の（注4）及び（注5）について

ア 【甲1案】との異同について

35 【甲1案】では、遺言に係る電磁的記録の改ざん等がされていないことや、遺言者の口述が遺言者本人によってされたことは、専ら証人により担保することとしているが、【甲2案】では証人の立会いを前提としないこ

とから、それに代わる措置をとる必要がある。

イ 「遺言者以外の者が関与しない状況の下において、遺言者以外の者が②に定める口述をすることができないようにする措置をとること」（本文③）について

5 本文①及び②のとおり、遺言に係る電磁的記録には電子署名が付され、遺言者が、遺言の全文の口述を録音等により電磁的記録に記録することにより、遺言に係る電磁的記録が、遺言者によって作成されたものであること（真正性）及び遺言者が遺言の内容を了知し（真意性）、内容について熟慮する機会を与えられたことを担保することとしているが、これまで
10 の部会の議論では、通常取引行為と異なり、親族等が遺言者のマイナンバーカードを利用することにより電子署名を冒用することが容易であり、その疑いも生じやすいことからすると、遺言については、より高度の本人確認が必要であるとの意見も複数出された。また、前記2(1)に記載のとおり、自筆証書と同程度の真意性を確保するという観点から、デジタル
15 技術を用いて他人による不当な影響を一定程度排除するための措置を講ずる必要があるとも考えられる。

 そこで、本文③では、遺言者以外の者が関与しない状況の下において、遺言者以外の者が本文②の口述ができないようにする措置をとることを要件とすることで、事後的に遺言者本人が遺言の全文を口述したことを
20 確認することができるものとしている。

ウ 本文の（注4）について

 本文③の技術的措置については、その性質上、主務省令で定めることが相当であるとも考えられる。

 具体的な措置については、【甲2案】の方式による遺言において、親族
25 等の第三者による偽造や遺言者に対する不当な働き掛けをどの程度防止するか、また、方式要件のみによって防止することを目指すかにより定まるものと考えられる。

 すなわち、例えば、ディープフェイク技術を悪用した、現実の映像や音声、画像の一部を加工して偽の情報を組み込み、あたかも本物のようにみ
30 せかけて相手をだますことが行われ得るおそれがあり、こうした悪用がされたものでないかどうかを事後的に確認することができるかどうかも課題となるが、こうした悪用の防止を目指すのであれば、口述の録音等の際に、生体認証や振る舞い認証等を組み合わせること（第4回参考人提供資料16頁の顔貌認証等のほか、22頁のバックグラウンド認証等）で遺
35 言者本人であることを確認する措置をとること等が必要となると考えられ、本文の（注4）ではその旨を例示することとしている。他方で、自筆

証書遺言においても、第三者が遺言者になりすまして遺言書を作成することを完全に防止することはできないこと、残された電磁的記録から遺言者以外の者の口述であることを疑わせる事実が明らかにされた場合には当該遺言が方式要件を欠き無効となることを踏まえ、録音等の際に、マイ

エ 本文の（注5）について

【甲2案】の方式による遺言は公的機関における保管を前提としないことから、作成した遺言に係る電磁的記録等について、作成後に改ざんされたり、破棄されたりすることを防止する必要があるとも考えられる。

もつとも、前記(2)のとおり、電子署名には改ざんの有無を明らかにする機能もあることからすると、これによって第三者による事後的な変造のおそれは一定程度防止することができると考えられる。また、作成後の改ざんのおそれは、作成時の遺言者の真正や真意の確保と直接関わるものではなく、現行の自筆証書遺言においても一定の偽造、変造のリスクがあることも踏まえると、行政機関や民間の取引におけるセキュリティ水準と同程度のものを念頭に、合理的な水準を確保することで足りるとも考えられ、更なる偽造、変造の防止措置を要求する必要があるとも考えられる。

また、【甲2案】の方式による遺言は、第三者の関与しない方法により作成することができるから、遺言者が電磁的記録により作成した遺言を、親族等が発見し、改ざんするおそれをどの程度想定すべきかも問題になると思われる。この点に関しては、現行法上、被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、又は隠匿することは、相続人の欠格事由に当たり、そのような行為をした者は、相続人になることができないといった制裁があるが（第891条第5号）、電磁的記録に係る遺言が改ざんされた場合には当該記録のメタデータ等によって改ざんされたことが客観的に明らかになることも十分考えられることも踏まえると、自筆証書遺言に比べて、改ざんのおそれが高いということとはできないとも考えられる。

そこで、本文の（注5）において、本文①及び②に規定する各電磁的記録について更なる改変防止措置をとることの要否については、引き続き検討することを付記している（注）。

（注）改ざん防止措置を要するものとした場合には、暗号方式の危殆化等も踏まえて、電子証明書の有効期間を目安として、有効期間経過前に改めて電子署名を付すものとする

を無効とすることが相当といえるかが問題となる。また、その時点で遺言者が遺言能力を喪失するなどしていたときに、遺言者の意思によらずに改ざん防止措置のみをとらせることができるかも問題になり得る。このほか、民間事業者において、遺言に係る電磁的記録や録音等の記録そのものを保管することや、これらの電磁的記録のハッシュ値のみを保管することが考えられる。

(5) 本文の（注6）について

ア 前記のとおり、本文②及び③の要件については、デジタル技術の進展に機動的に対応するため、その具体的内容を主務省令に委任することも考えられる。また、前記(1)イのとおり、部会では、公的機関による保管を前提としない【甲案】の方式を創設した場合には、民間事業者がその要件を充たす形でのサービスを提供するようになる可能性もあるとの指摘があったことや、一般国民が、自ら本文③の措置等をとることが困難な面もあることからすると、デジタル技術を用いたサービスを提供する民間事業者が参入することを念頭にした規律を置くことが適切であるとも考えられる。

これらを踏まえると、主務省令に委任する場合の具体的な規律の在り方には、複数の考え方が成り立ち得るが、本部会資料では、引き続き検討を要することを前提に、【α案】法律上は、「遺言者以外の者が関与しない状況の下において、遺言者以外の者が②に定める口述をすることができないようにする措置として主務省令で定める基準に適合するものをとること」を要するものとした上で、具体的には遺言者は民間事業者が提供するサービスを利用することが想定されることを付記し、主務省令において、本文③に相当する具体的な基準を定めるとの考え方のほか、【β案】法律において、「遺言者以外の者が関与しない状況の下において、遺言者以外の者が②に定める口述をすることができないようにする措置として主務省令で定める基準に適合するもの」をとることを要するものとした上で、事後的に遺言が無効となるリスクを減らし、また、主に遺言執行の場面で、問題となった遺言についてとられた措置が主務省令の定める基準に該当するか否かを一義的に判断することができるようにする観点から、前記基準に適合する民間事業者のサービスについて主務大臣による認定を行うものとした上で、主務省令において、本文③に相当する具体的な基準を定めるとの考え方の2案を提示している。

イ 【α案】について

「遺言者が電磁的記録に遺言の全文を記録したことを確保する措置」の具体的内容については、これまでの部会の議論を踏まえ、本文③の規律

（本文の（注6）において検討する規律を含む。）に相当する規律を主務省令に置くことを想定している。

このような法形式によった場合には、民間事業者によって広く主務省令で定める要件を充たしたシステムを作成し、国民においてこれを利用
5 することができる一方で、遺言執行の場面で、遺言に係る電磁的記録が主務省令で定める要件を充たすものであるかを確認する必要がある。

家庭裁判所の検認に際して、本文③に相当する措置として、当該記録に
どのような措置がされているかを確認し、検認調書に記録されることから
10 すると、検認の結果を踏まえて、遺言についてとられた措置が主務省令の定める要件に該当するものかを判断することができるとも考えられる。
他方で、本文の（注6）で求める措置の内容によっては、当該遺言に係る電磁的記録についてとられた措置が、主務省令で定める基準に適合する
か否かを直ちには判断し難い事態が生じ得るとの懸念も考えられる。

エ 【β案】について

主務省令において具体化した基準を充たす措置をとる民間事業者のシ
15 ステムについて主務大臣による認定を行うこととし、当該システムを利用
してされた遺言に係る電磁的記録を、方式要件を充足した遺言として
扱うものであるが、これにより、遺言執行の場面では、遺言に係る電磁的
記録が認定を受けたシステムを利用してされたものであることを当該民
20 間事業者が証明させ、これを確認することで、当該遺言が方式要件を充
たしたものであると定型的に判断することができることになると考えられ
る（遺言の執行の場面に関する検討については、後記(6)を参照。）。

このような法形式によった場合には、民間事業者のシステムを認定等
するための規律を設ける必要があるが、そのような規律としては、①認定
25 基準に関する規律、②主務行政庁による認定手続に関する規律、③民間事
業者の情報の適正な使用等に関する規律を設けることが考えられる。

また、民間事業者において前記の証明を行うためには、証明に必要な記
録を当該民間事業者において一定の期間（注）保存しておくことが必要と
なることから、④民間事業者の長期間にわたる業務の継続性及び適正性
30 を担保するための規律や、⑤民間事業者の事業の継続が困難となった場
合における前記記録の取扱いについての規律を設けることも考えられる。

具体的な規律の制定や主務大臣による認定に当たっては、民間事業者
によるシステムの整備・運用や情報の管理・証明への対応が適正かつ継続
35 的に行われなければ国民生活に重大な支障が生ずることや、デジタル技
術の最新の動向（技術の陳腐化を含む。）、悪徳事業者による消費者被害等
に関する高度な専門的知見を踏まえて対応する必要があることから、そ

の体制の在り方についても検討する必要があると考えられる。

このほか、遺言の執行に際して、一般的に電子署名の検証等や、遺言に係る電磁的記録を閲読することができるようにするため、ファイル形式、署名方式等についても、基準として定める必要があると考えられる。

5

(注) 自筆証書遺言書保管制度においては、遺言書原本を遺言者死亡後50年間、画像情報を遺言者死亡後150年間保管しており、公正証書遺言についても同程度の期間保管する運用がとられているが、これらと同程度の期間保存を要するものとするかどうかについても検討を要する。

10

(6) 本文の(注7)について

ア 家庭裁判所の検認を要することについて

【甲2案】の方式による遺言については、公的機関における保管を前提としていないことから、原則どおり、遺言者の死亡後に家庭裁判所における検認の手続をとる必要がある。

15

現行法上、自筆証書遺言の検認は、検認時における遺言書の状態を確認し、その証拠を保全するとともに、利害関係人に遺言書の存在を確知させるものであり、家庭裁判所は、現状を保全するために、遺言の方式に関する一切の事実を検証し、検証の結果を記録した検認調書を作成するものとされており、【甲2案】の方式による遺言については、家庭裁判所において、本文①から③までに規定する措置等に関し、当該遺言にどのような措置がとられているかを検証し、その旨の検認調書を作成することになると考えられる(注1)(注2)。

20

イ 遺言執行の段階における遺言の有効性の確認について

これまでの部会では、遺言執行に際して、金融機関等の相続債務者が録音等を確認する必要があるとすると、実務上大きな負担となる旨の指摘があったが、【甲2案】の方式による遺言に基づいて払戻し等の請求を受けた金融機関等が、遺言が方式要件を充足するものであることを確認しなければ、払戻し等の権限のない者に対して弁済したことについて過失(第478条)があると判断される余地が否定できないことからすると、金融機関等において、【甲2案】による遺言の方式を充足していることを、一定程度容易かつ定型的に確認できるものとする必要があると考えられる。

25

30

この点、現行法上、自筆証書遺言の検認に関し、家庭裁判所は、遺言の形式的要件の充足の有無その他の遺言の実体法上の効力を判断するものではなく、検認を受けたからといって、遺言の有効性が確認されるわけで

35

はないと解されている。もっとも、自筆証書遺言については、多くの金融機関で検認済みの遺言書原本又は検認調書の添付を要する取扱いがされていることを踏まえると、【甲 2 案】の方式による遺言について、金融機関において、相続人等から検認調書の提出を受けることとし、その記載から、当該遺言が方式要件を充たしていることを確認すれば、それ以上、録音等に係る電磁的記録を視聴したり、調査したりしなくても、必要な注意を尽くしたと評価することができるとも考えられる（注 3）。

もっとも、自筆証書遺言等の検認とは異なる方式となることから、従前からの手続で適切な対応が可能か、検証の結果を踏まえて遺言執行を受ける金融機関、法務局等において方式要件の充足性を判断することができるか否か等について、引き続き検討する必要があると考えられ、その旨を本文の（注 7）に記載している。

（注 1） 検認手続に関し、家庭裁判所において、対象となった遺言に係る電磁的記録にどのような措置がとられているかをどのように検証するかが問題となり得るが、家庭裁判所において当該電磁的記録を解析し、どのような措置がとられているかを検証することは現実的ではなく、例えば、申立ての添付資料として、遺言者が遺言を作成する際に利用したシステム、当該システムの内容、（本文の（注 6）の【β 案】を採用した場合には）当該システムが主務大臣の認定を受けたものであること、対象となる遺言に係る電磁的記録及び録音等の記録が当該システムを使用して作成されたものであること等について証明する民間事業者作成の電子証明書を提出させることが考えられる。

（注 2） 【甲 2 案】の方式として本文②の規律を設けた場合には、遺言の有効要件として、遺言者が、遺言の全文を口述したことが必要となり、提出された録音等の記録にそれが記録されていることが必要になると思われる。

もっとも、本文②の規律を設ける趣旨は、もっぱら、遺言者が、遺言の全文を口述することで、その内容を了知し、熟慮する機会を与えられたことを担保するためであることを踏まえると、遺言者が遺言の全文を一言一句朗読していることまでは必要がなく、遺言者が遺言の要旨を朗読していれば足りると解釈することもできると思われる。そうすると、家庭裁判所の検認においても、提出された録音等の記録から、遺言者が遺言の要旨を朗読したか否かを検証すれば足りるとも考えられる。

（注 3） 登記実務上、①検認を経ていない自筆証書遺言が添付された所有権移転の登記の申請がされた場合には、当該登記の申請を却下するのが相当である、②検認手続がされた自筆証書遺言を添付して登記の申請がされた場合には、検認調書における相続人等の間で陳述内容が一致していないときは、当該遺言書が真正に作成されたものか否かについて疑義が生じることとなり、登記官は、当該遺言書が真正に作成されたものか否かを判断することができないため、当該遺言書による登記申請は、原則として却下

すべきであるが、異議を述べた陳述者による、遺言内容に従った登記の申請に異議がない旨の印鑑証明書付きの証明書の添付があった場合には、当該登記の申請を受理して差し支えないとされている（平成7年12月4日付け民三第2275号民事局第三課長通知、平成10年11月26日付け民三第2275号民事局第三課長通知参照）。

これは、家庭裁判所における検認手続が、相続人等へ通知されることにより、不真正な遺言の執行を防止するための端緒を与える手続が講じられていることから、検認を経ていない自筆証書遺言が添付されている場合と比較して、その真正担保機能が格段に高いことを前提としていると考えられ、【甲2案】の方式の遺言の有効性についても、このような観点から、検認調書等に基づき執行の可否を判断することができると整理することも考えられる。

4 【乙案】について

(1) 概要

【乙案】は、遺言者が文字情報に係る電磁的記録を作成した上で、公的機関に対し本人であることを明らかにするとともに遺言の全文を口授し、公的機関がそれらを確認して当該電磁的記録を保管する方式である。

この案は、保管申請時の本人確認に加え、遺言者が自ら保管申請を行った上で遺言の全文を口授することにより、真意性、真正性の担保等が図られるとの考え方に基づく案である。そして、その後の保管により、他人による改変、紛失等のリスクや、発見されないリスク等に対応することができる。

この案では、例えば、遺言者が、書籍や民間サービス等を活用し、ワープロソフト等を利用し遺言の全文等を入力して電磁的記録を作成した上で、公的機関に当該電磁的記録を提供（保管申請）してウェブ会議の方法を用いて遺言の全文を口授することにより、遺言をすることが考えられる。

(2) 本文①及び本文の（注1）について

本文①では、遺言者が、遺言の全文及び氏名を記録することとしているところ、必ずしも遺言者自身によって全文等を入力する必要はなく、インターネット・ウェブサイト上のフォーマット等を利用した入力のほか、遺言者の指示を受けた者が入力することも許容されることを前提としているため、その旨を本文の（注1）に記載している。

(3) 本文②について

申請手続について、真正性等を担保するため、不動産登記の申請手続に関する規律を参照し、遺言者が、申請情報と遺言に係る電磁的記録に電子署名を行うとした上で、公的機関に対し、オンラインの方法により、当該電子署名に係る電子証明書（マイナンバーカードに記録された署名用電子証明書を提供する方法等）を併せて提供することにより、遺言者が本人であること

を明らかにすることを想定しているが、技術的・細目的事項であり、将来の情報通信技術の進展にも対応し得るようにするため、主務省令で定める方法によることとしている（注1）。

この点、マイナンバーカードのパスワードは、本人確認のために重要なものであることから、慎重に扱うことが望ましく、原則として法定代理人以外の者に知らせることは適当ではないものの、実態として同居の親族等が遺言者の上記パスワードを管理していることもあると想定されることから、他の手続よりも第三者が遺言者本人に代わって申請するリスクが高いことにも留意する必要がある。その上で、デジタル技術を活用してオンラインで本人確認等をした上で保管するものとする考え方については、遺言を作成しようとする者にとっての利便性の向上、遺言者が負担することとなる費用（情報処理システムの開発及び運用保守に係る費用を含む。）、将来のデジタル技術の進展に対応し得る規定の在り方等の観点を考慮しつつ検討を進めることを要すると考えられる。特に、公的機関による情報処理システムの開発及び運用保守に要する費用は、受益者負担の観点から、遺言者が保管申請の手数料として負担することとなると考えられることから、ニーズの乏しい情報処理システムの機能開発等により、過大な手数料を負担させることとならないよう、デジタル技術の動向も踏まえつつ、社会の実態に即した制度設計となるよう留意する必要がある。

(4) 本文③及び本文の（注2）について

ア 本文③では、遺言者は、公的機関に出頭し、遺言の全文を口授することを要するとしている。これは、【乙案】では、遺言者本人による全文等の入力が必要としないため、例えば、親族等が、遺言者の真意に基づかない内容の遺言を作成した上で、認知機能の不十分な遺言者にその内容や法的効果等を十分には理解させないまま、保管申請の手続をすることを促すなど、全文等の自書を求めている自筆証書遺言と比較して、悪用のリスクが高いことが懸念されることを踏まえたものである。遺言者が遺言の全文を口授する場合、遺言の内容を了知し、内容について熟慮する機会を与えられているといえるため、遺言者の真意に基づく遺言であることが確保されと考えられ、公的機関においては、遺言者が全文を口授しているかを外形的に確認することとなる。なお、遺言者に言語機能障害がある場合など、遺言の全文を口授することができないときは、本文の（注2）のとおり、通訳人の通訳により申述し、又はワープロソフト等を利用して機器の映像面に文字を表示する方法等により、口授に代えることができることとしている。

イ また、遺言者の利便性を考慮し、出頭による場合に加え、一定の場合に

ウェブ会議の方法による口授を認めることとしている。もっとも、対面とは異なり、本人確認等を適切に実施することが困難な場合もあり得るため、ウェブ会議の方法によることの可否については、公的機関が、遺言者からのウェブ会議の方法によることの申出を受けて相当性の有無を判断することとしている。この点、公正証書遺言については、ウェブ会議の方法によることの必要性和許容性を当該事案における個々の事情を総合的に勘案して判断する必要があるところ、公証人が嘱託人（遺言者）本人の真意やその前提としての遺言能力の有無を慎重に確認する必要性が高いことから、ウェブ会議によることが相当かどうかは慎重に判断されるべきであると考えられている（注2）。これに対し、【乙案】において、遺言者の遺言能力や遺言者の真意に基づくものであることについては公的機関の審査の範囲に含まれないことを前提とすると、公的機関は、本人確認のほか、真意性の担保等を図るための口授の有無を外形的に確認するにすぎず、対面での審査をしなければ判断できない場面が多いとはいえないと考えられることからすれば、公正証書遺言の場合よりも広くウェブ会議の方法を認めることも考えられる。もっとも、前記のとおり、同居の親族等が遺言者本人に代わって申請するリスクが高いことに留意する必要があることから、ウェブ会議の方法による場合には、第三者によるなりすましを防止するため、上記(3)の方法に加え、例えば、公的機関において、ウェブ会議等の画面越しに顔写真付き本人確認書類を提示させた上でその顔写真とウェブ会議等の画面に映っている遺言者の顔とを照合したり、遺言者の了承を得てウェブ会議等の画像キャプチャを保存したりすることなどが考えられる。

更に、第三者からの不当な働き掛けを排除し、遺言者が自由な意思の下で真意を述べることができる環境を確保するために、口授の際に周囲に第三者がいない環境を設ける必要性の有無について検討する必要がある。この点、自筆証書遺言において、遺言者が全文等を自書する際、周囲に第三者がいる可能性は排除されないことからすれば、【乙案】においても遺言者が遺言の全文を口授する際に周囲に第三者がいない環境を求める必要性はないと考えられるが、その点を含め、ウェブ会議の具体的な在り方については引き続き検討する必要があると考えられる。

ウ 【乙案】に対しては、保管申請手続で口頭等のやり取りを要する点が遺言者の負担になるとの指摘がある。これに対しては、部会では、自筆証書遺言における全文自書要件が不要になることとのバランスからは、許容できる負担であるとの意見や、保管手続で一定の方式要件の不備が解消される可能性があるなど法的安定性が図られることに加え、保管制度を

利用することで検認手続を要しないとするのであれば検認手続に伴う相続人等の負担がなくなるため、遺言の手続全体でみると負担と考えるべきではないとの意見もあったところである。

(5) 本文の（注３）について

本文の（注３）では、遺言者が、遺言の全文を口授する代わりに、主務省令で定めるところにより、自己の遺言である旨の宣誓を行うものとする考え方を記載している。

上記のとおり、本文の③では、遺言者が全文を口授することにより、遺言者の真意に基づく遺言であることが確保されると考えるものであるが、全文を口授することは遺言者にとって負担が大きく、手続が円滑に進まない場合が生じ得るとも考えられる。他方で、公的機関の職員とのやり取りにより、遺言者が遺言の全文を了知等していることを担保することができれば、遺言者の真意に基づく遺言であることは確保されるとも考えられる。

そこで、本文の（注３）は、遺言者が、公的機関の前で、公的機関に提供した電磁的記録が自己の遺言である旨の宣誓を行うとするものであるが、その様式等については、遺言者が遺言の全文を了知していることなどを明らかにすることができるものとなるよう、主務省令で定めるところによるものとしている（注３）。

(6) 本文の④について

本文では、公的機関が、遺言者から提供された遺言に係る電磁的記録を保管することとしている。本人確認等の申請手続を経た後の遺言に係る電磁的記録を保管することにより、遺言の存在が確保され、他人による改変、紛失等のリスクや、発見されないリスク等に対応するものである。

（注１）犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成１９年法律第２２号）では、金融機関等が顧客等の本人特定事項（確認の対象が自然人である場合は氏名、住居及び生年月日）を確認する義務を負っているところ、この確認の具体的な方法として、金融機関等が、顧客等から、マイナンバーカード等公的機関が発行する顔写真付き本人確認書類の提示を受ける方法のほか、顧客等から、金融機関等が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該ソフトウェアにより撮影された顧客等の容貌）の送信及び顔写真付き本人確認書類に組み込まれたＩＣチップ情報の送信を受ける方法や、マイナンバーカードに記録された署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた情報の送信を受ける方法等が定められている（犯罪による収益の移転防止に関する法律第４条第１項第１号、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成２０年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国

土交通省令第1号)第6条第1項、第7条参照)。

また、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和6年法律第46号。令和7年4月1日施行)においては、
5 マイナンバーカードの券面情報(氏名、住所、生年月日、性別、本人の個人番号及び顔写真)をスマートフォンに搭載し、その情報を相手方に送信することができる「カード代替電磁的記録」の制度が新たに設けられ、対面又はオンラインによる本人確認における利用が想定されている。

本人確認の方法については、上記のような他の制度や情報通信技術の動向等
10 も考慮しつつ検討する必要がある。

(注2) 公正証書遺言では、公証人において、嘱託人(遺言者)からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、ウェブ会議の方法によって作成手続を行うことができる(新公証人法第37条第2項、第40条第3項)。

ウェブ会議の方法によることが相当であるかどうかは、必要性和許容性とを総合的に勘案して判断することが必要であるところ、公正証書に関する実務に携わる実務者との協議結果である「公正証書のデジタル化に関する実務者との協議会
15 〜議論のとりまとめ〜」においては、公正証書遺言について、概要、以下のような事情を踏まえて具体的な実務運用の在り方について検討を進めることが相当であると指摘されている。

・必要性について、嘱託人がウェブ会議の方法を希望していれば基本的に利用の
20 必要性があることは一定程度肯定することができ、加えて、嘱託人の心身の状況や就業状況等により公証役場に出向くのが難しいケースや、公証役場へのアクセスが困難な地域に嘱託人がいるケース等では、より高度の必要性を認めることができる。

・許容性について、公正証書遺言では、遺言者の年齢・心身の状況や遺言の内容、
25 嘱託に至るまでの状況等に応じて、求められる真意・判断能力確認の慎重さの程度は異なるものの、代理人による嘱託が認められていないことから、慎重な判断が必要であると考えられる。例えば、遺言能力に問題のある蓋然性の高い者(高齢者、遺言能力に影響を及ぼす可能性のある病気・症状の診断を受けている者)
30 の遺言、複数人いる推定相続人のうち一部の者のみに合理的な理由なく財産全てを相続させる内容の遺言等は特に慎重な判断が必要であるから、利害関係者の関与を防ぐ方策を厳格に講ずるとともに、より高度の必要性が認められる場合に限ってウェブ会議の方法によることを相当と認めるべきである。一方、事後的に紛争となる蓋然性が低い類型の遺言(例えば、中年層が遺言者となるケース、高齢者であっても医師の診断書により判断能力が十分にあることを客観的に確認
35 することができるケース等)には特別に慎重に行うことまでは求められない。なお、

利害関係者の関与を防ぐ方策については、嘱託人が自由な意思の下で真意を述べる
ことができる環境を確保するため、利害関係者等が立ち会うことのないように
配慮する必要があるところ、具体的には、ウェブ会議の開始時や途中の任意の時
点において、一度嘱託人がカメラを動かして嘱託人の周囲の全方位を撮影し、周
5 囲に誰もいないことを公証人に確認させること、嘱託人が病院や老人ホーム等の
施設に入居しているケースでは、その部屋に当該施設の関係者以外の者が立ち入
ることができない状況であることを当該施設の関係者に確認しておくこと、公的
機関等の中立的な第三者の協力を得て、利害関係者が立ち入ることができないよ
うな場所を確保し、その場所でウェブ会議の方法により公正証書の作成を行うこ
10 となどが考えられる。

(注3) なお、アメリカの統一電子遺言法第8条(c)では、自己証明遺言の場合におい
て、証人の宣誓供述書は、実質的に、「私たち、(氏名) 及び(氏名) は、証人で
あり、宣誓の上、遺言者が本証書に遺言者の電子遺言として署名したこと、自ら
進んで遺言者が署名したか又は他の者に遺言者のために署名するよう指示した
15 こと、及び、私たち各自は、遺言者の物理的〔又は電子的〕立会いのもとで遺言
者の署名行為の証人として本証書に署名し、かつ、私たちが最もよく知る限りに
おいて遺言者は〔18〕歳以上であり、心神が健常で、強制や不当威圧を受けてい
ないことを、下名の役人に対して宣言します。」との形式でされなければならない
旨規定されている。

5 【丙案】について

(1) 概要

【丙案】は、遺言者が文字情報に係る電磁的記録をプリントアウトするな
どした書面に署名した上で、公的機関に対し本人であることを明らかにす
25 るとともに遺言の全文を口授し、公的機関がそれらを確認して当該書面（遺
言書）を保管する方式である。

この案は、【乙案】と同様、保管申請時の本人確認に加え、遺言者が自ら
保管申請を行った上で、遺言の全文を口授することにより、真意性、真正性
の担保等が図られるとの考え方に基づく案である。そして、その後の保管に
30 より、他人による改変、紛失等のリスクや、発見されないリスク等に対応す
ることができる。

この案では、例えば、遺言者が、書籍や民間サービス等を活用し、ワー
プロソフト等を利用し遺言の全文を入力して作成した電磁的記録をプリント
アウトして署名した上で、公的機関に当該書面（遺言書）を持参（保管申請）
35 して遺言の全文を口授することにより、遺言をすることが考えられる。

(2) 本文①及び本文の（注1）について

本文①では、真正性等を担保するため、遺言者が、全文が記載された遺言書に署名することとしているところ、【乙案】と同様、必ずしも遺言者自身によって全文を記載する必要はなく、遺言者の指示を受けた者が記載することも許容されることを前提としているため、その旨を本文の（注1）に記載している。また、保管の申請を受け付ける公的機関において、保管申請時までに追記された本文等を含めて遺言者の作成したものであるかを確認することができるため、遺言者の指示を受けた者によるものを含め、プリントアウトした書面に手書きで本文等を追記することが認められることを前提としている（後記本文4（加除その他の変更、撤回について）を参照）。

なお、【丙案】では、他の要件により真意性・真正性の担保や下書きと完成品との区別が果たされていると考えられることから、遺言書への押印を不要としている。そうすると、仮に、自筆証書遺言について押印を要しないとする場合（後記本文第2の2参照）、【丙案】において遺言者が全文、日付及び氏名を自書するときは、2つの遺言書の関係が問題となり得るところ、方式要件を具備しているときは、それぞれ完成時にその効力を有することとなると考えられる。

(3) 本文②について

遺言者が公的機関に出頭する場合の申請手続について、法務局における遺言書の保管等に関する法律（以下「遺言書保管法」という。）等を参照し、マイナンバーカードの提示をすることなどにより、遺言者が本人であることを明らかにすることを想定しているところ、技術的・細目的事項にわたるものであることなどから、主務省令で定める方法によることとしている。

(4) 本文③並びに本文の（注2）及び（注3）について

【丙案】では、【乙案】と同様、遺言者は、公的機関に出頭し、遺言の全文を口授することを要するとしているほか、一定の場合に、遺言書を郵送した上でウェブ会議の方法による口授を認めることとしている。

この点、ウェブ会議の方法によることの相当性については【乙案】と同様に考えられるほか、遺言書を郵送により申請する場合には、同居の親族等が遺言者に代わって遺言書を郵送するなど、遺言者が遺言の内容を正確に把握していないおそれが生じるため、遺言に係る電磁的記録等に電子署名を行う場合と同様、真正性等を担保する在り方を検討する必要がある。そこで、郵送の場合には、遺言者が、申請情報を記載した書面に記名押印し、当該書面とともに遺言書及び印鑑登録証明書を郵送することが考えられるほか、【乙案】と同様、第三者によるなりすましを防止するため、ウェブ会議の在り方を引き続き検討する必要があると考えられる。

なお、通訳人の通訳等により、口授に代えることができることや、

遺言の全文の口授に代えて自己の遺言である旨の宣誓を行うものとする
ことが考えられるのは、【乙案】の場合と同様である。

(5) 本文④について

本文では、公的機関が、遺言者から提出された遺言書を保管することとし
ている。本人確認等の申請手続を経た後の遺言書を保管することにより、遺
言の存在が確保され、他人による改変、紛失等のリスクや、発見されないリ
スク等に対応するものである。

2 保管制度の在り方

本文 1 において【乙案】又は【丙案】を採用した場合の保管制度について、
次の考え方に基づく規律を設けるものとする（注 1）。

(1) 相続人、受遺者、遺言執行者等（以下「相続人等」という。）は、相続
開始後、公的機関に対し、①自己が相続人等に当たる遺言に係る電磁的記
録又は遺言書が保管されているか否かを証明する書面又は電磁的記録の
提供、②当該遺言の内容の閲覧、③当該遺言の内容を証明する書面又は電
磁的記録の提供を請求することができる（注 2）。

(2) 公的機関は、(1)②の閲覧をさせ又は③の書面若しくは電磁的記録を提
供したときは、他の相続人等に対し、遺言に係る電磁的記録又は遺言書を
保管している旨を通知する。

(3) 公的機関は、遺言者の死亡の事実を確認したときに、あらかじめ遺言者
が指定した者に対し、遺言に係る電磁的記録又は遺言書を保管している
旨を通知する。

(4) 保管されている遺言に係る電磁的記録又は遺言書については、遺言書
の検認（民法第 1004 条第 1 項）の規定は適用しない。

（注 1）保管を行う公的機関としては、保管事務を実施するための体制の整備の必
要性、国民の利便性、プライバシー保護の重要性等を考慮して検討する必要
があり、具体的には、全国で統一的な対応をすることが可能であり、かつ、
現在自筆証書遺言書保管制度に係る事務を担っている機関である法務局とす
ることが考えられる。

（注 2）自己が相続人等に当たる遺言に係る電磁的記録又は遺言書が保管されてい
るか否かを証明する電磁的記録及び当該遺言の内容を証明する電磁的記録に
は、公的機関が電子署名を講ずるものとすることが考えられる。

（補足説明）

1 概要

(1) 公正証書遺言においては、相続人等の利害関係人が、全国の公証役場において、保存された公正証書遺言を検索することができるシステムがある。また、自筆証書遺言書保管制度においては、検索及び通知の仕組みが整備されている。

遺言は実現されることが重要であり、相続人等に対する通知及び検索の仕組みが必要であると考えられ、部会においても、新たな遺言の方式において保管制度を設けてそれらの仕組みを整えることが望ましいとの意見があったことから、遺言書保管法に関する規律を参照し、保管制度を設けた場合の規律を提案している。

(2) 本文2は、本文1と一体的に考えることを前提としており、本文1の【乙案】及び【丙案】については、保管の主体を公的機関として保管制度を設けることとしている。これに対し【甲案】については、録音・録画に係る電磁的記録を保管する場合のシステム負荷及びコストの観点から、保管制度の対象としていない。

なお、本文1のとおり、遺言者による保管の申請について、電磁的記録によって遺言をする場合（【乙案】）は遺言に係る電磁的記録をオンラインにより提供した上で本人確認等は出頭又はウェブ会議の方法により行うことを、プリントアウト等した書面によって遺言をする場合（【丙案】）は遺言書を持参又は郵送により提出した上で本人確認等は出頭又はウェブ会議の方法による申請を想定している。

2 規律の内容

(1) 保管を行う公的機関としては、保管事務を実施するための体制の整備（オンライン申請や遺言に係る電磁的記録の保存・管理等のための情報処理システムの整備、保管申請時の審査・証明等の事務を実施する人的体制の整備、【丙案】により作成された書面による遺言書を保管する施設の整備等を含む。）の必要性、国民の利便性（転居時等における手続の利便性、相続人が自筆証書遺言書保管制度と併せて検索等を行う際の利便性等）及びプライバシー保護の重要性を考慮して検討することが考えられる。

具体的には、既に令和2年から自筆証書遺言書保管制度の運用を開始し、保管体制の基盤が一定程度備わっている法務局とすることが相当であるとの意見が部会であったことから、本文の（注1）にその旨を記載している（注1）。

(2) 本文(1)は、遺言者以外の者は、遺言者の推定相続人等であっても、遺言者の生存中は、当該遺言の存在の有無やその内容等を確認することができないこととした上で、相続人、受遺者、遺言執行者等（注2）は、遺言者の死亡後であれば、自己が相続人等に該当する遺言が公的機関に保管されてい

るか否かを証明する書面若しくは電磁的記録の提供、遺言の閲覧の請求、遺言の内容を証明する書面若しくは電磁的記録の提供を求めることができることとするものである。

- 5 (3) 本文(2)は、公的機関が、相続人等の請求により遺言の内容の閲覧又は遺言に係る情報を証明した書面若しくは電磁的記録の提供がされた場合には、当該閲覧又は提供を受けた者以外の相続人等に対して遺言に係る電磁的記録又は遺言書の保管の事実を通知することとするものである。

10 なお、これらの者が保管の事実を既に知っている場合など、公的機関が通知をしないことに合理性があると認められる一定の場合には、通知をすることを要しないことが考えられる。

- (4) 本文(3)は、遺言者が遺言の保管の申請をする際に、その死亡時に指定する者に対して遺言に係る電磁的記録又は遺言書を保管している旨を通知することの申出をしていた場合において、公的機関が遺言者の死亡の事実を確認したときは、指定された者に当該通知をすることとするものである。

- 15 (5) 本文(2)及び(3)の通知により、相続人等が遺言の存在を知る機会が与えられる上、保管制度に基づき遺言に係る電磁的記録又は遺言書を保管する場合には改変防止のための手当てがされることとなる。遺言書の検認の趣旨は、検認時における遺言書の状態を確認し、その証拠を保全すること等にあるところ、公的機関において遺言に係る電磁的記録又は遺言書を保管することや上記の証明、通知等の仕組みを設けることにより、その趣旨は満たされることが考えられるため、公正証書遺言や自筆証書遺言書保管制度の場合と同様に、本文(4)では、家庭裁判所における検認を不要とするものである。

- 25 (6) 本文の（注2）は、各種の相続手続において、電磁的記録を提供して申請等を行おうとする場合には、電子署名のない電磁的記録は受け入れられない場合が多いと想定されることも踏まえ、証明に係る電磁的記録に公的機関が電子署名を講ずるものとすることが考えられる旨記載している（注3）。

- 30 (7) このほか、法務局で保管されている自筆証書遺言書や公証役場に保存されている公正証書遺言等に加え、新たな方式の遺言も含めた遺言書等の有無の検索を一元的に行うことができる仕組みを構築することが望ましいとの指摘もある。

35 この点については、本文の（注1）のとおり、新たな方式の遺言の保管が法務局で行われ、本文(1)①のとおり、自己が相続人等に当たる遺言が保管されているか否かの証明を請求することができるとした場合には、法務局において保管されている自筆証書遺言と新たな方式の遺言の有無の検索は一元的に行うことができると考えられる。

5 なお、公正証書遺言も含めて一元的に確認できるようにすることについては、個人情報保護上の問題の有無の観点からの検討が求められるほか、それぞれの請求手続や遺言書保管官と公証人の審査権限等の相違を踏まえた制度面や運用面の検討が必要となる。すなわち、法務局で保管されている自筆証書遺言書については、遺言書保管事実証明書（請求人が遺言者の相続人等に該当する遺言書が遺言書保管所に保管されているか否かを明らかにするもの）の交付を請求しようとする者は、その旨を記載した請求書に法務省令で定める書類を添付して、手数料を納めて遺言書保管官に提出する（遺言書保管法第10条第1項、第2項において準用する第9条4項、第12条第10 1項第3号、法務局における遺言書の保管等に関する省令第43条、第44条等）とされており、請求を受けた遺言書保管官は、遺言書保管所に備え付けられた遺言書保管ファイルに記録されている遺言者、受遺者、遺言執行者等の情報（保管申請やその後の変更の届出に際して遺言者から申告された情報を記録したもの）に基づき、請求者が相続人等に該当する遺言書がある15 か否かを外形的に審査し、その結果について、証明書を作成して交付している。これに対し、公証役場に保存されている公正証書遺言の検索については、法令上の根拠を有するものではなく、あらかじめ、個人情報の管理について遺言者からの了承を得た上で、当該遺言者に係る情報を日本公証人連合会で管理している遺言情報管理システムにより一元的に管理しているもので20 あり、請求があった場合には、公証人において、請求者が利害関係人に該当するか否かを事案に応じて判断した上で、請求に係る遺言者による遺言の有無を当該システムを用いて検索し、無料で回答しているものである。したがって、仮に検索を一元的に行う仕組みを設ける場合には、請求権者の定めや請求に当たって疎明すべき事項、手数料の有無、回答方法等を統一する必要25 があると考えられる。また、それらの遺言を一元的に検索できるようにするためには、それぞれそのためのシステム整備をする必要があり、高額の改修費用が見込まれる。さらに、現時点までに遺言書保管所や公証役場において相当数の遺言が保管されており、それらを含めた一元化を図らない限り、一元化の効果は見込まれないと考えられるが、それに要する更なる費用負担や手続負担、それらの遺言に係る情報の管理方法を変更することによる30 個人情報保護上の問題等についても考慮する必要がある。

35 以上によれば、公正証書遺言も含めて遺言書等の有無の検索を一元的に行うことができる仕組みを設けることには慎重な検討を要し、まずは遺言書保管事実証明書の交付手続のオンライン化など、それぞれの検索の手続負担の軽減によって対応することが考えられる。

(注1) 法制審議会民法(相続関係)部会の調査審議におけるパブリックコメントでは、保管業務を行う公的機関について、全国に相当数存在し、利便性がある一方で、市区町村役場ほど国民が頻繁に訪問する機関でもないため遺言者のプライバシー保護も確保できるなどとして、法務局が相当であるとの意見が最も多く、これに次いで、公正証書遺言の保管実績のある公証役場を挙げる意見が多かった。このほか、利便性が最も高いことを理由に市区町村役場が望ましいとする意見も寄せられたが、これに対しては、プライバシー確保や秘密保持の観点から問題があるとの反対意見もあった。そして、調査審議の結果、上記の点を踏まえ、国の機関である法務局が行うことが適切とされた。

(注2) 自筆証書遺言書保管制度においては、法律上の利害関係を有する類型の者である①遺言者の相続人、②遺言書に記載された受遺者等の遺言により利益を得る者及び③遺言書に記載された遺言執行者等の遺言により義務を負い又は権利を保全すべき地位を得る者が、遺言の閲覧の請求や遺言の内容を証明する書面の交付の請求をすることができることとされており(遺言書保管法第9条)、これと同様の者に請求権限を与えることが考えられる。

(注3) 公正証書遺言の場合においても、公証人による電磁的記録での証明においては、公証人が電子署名を講ずるものとされている(新公証人法第45条)。

3 日付

日付について、次の考え方に基づく規律を設けるとの考え方について、引き続き検討するものとする。

(1) 保管制度の対象としない場合(本文1の【甲1案】及び【甲2案】の場合)

遺言者が作成日を記録する。

(2) 保管制度に基づき保管される場合(本文1の【乙案】及び【丙案】の場合)

公的機関が保管を開始した日を記録する。

(補足説明)

1 現行の方式

自筆証書遺言等においては日付の記載が求められているところ、その趣旨は、①日付が遺言者の遺言能力の有無を確認する基準として重要な役割を持つこと、②互いに抵触する内容を含む遺言が複数存在する場合には、最後のものが有効な遺言と認められるため(第1023条)、いずれの遺言が有効かを決定する上で日付が重要となること、③普通の方式によるべきか、特別の方式によることができるかの状況を明らかにするために、日付が有用であること

にあると解されている。

自筆証書遺言においては遺言者が、公正証書遺言及び秘密証書遺言においては公証人が、それぞれ日付を記載等するものとされている（注）。このうち自筆証書遺言について、判例は、日付の記載は遺言の成立の時期を明確にするために必要とされるのであるから、真実遺言が成立した日の日付を記載しなければならないとする（最判昭和52年4月19日集民120号531頁）一方で、記載された日付よりも約1か月弱後に押印がされたからといって、直ちに遺言が無効となるものではないとする（最判令和3年1月18日集民265号11頁）など、遺言者の真意の実現という観点から、一定程度柔軟な解釈が示されている。

（注）公正証書遺言については公証人法に基づき公証人が公正証書の作成年月日を記載等し（公証人法第36条第10号、改正後の公証人法第38条第5号）、また、秘密証書遺言については公証人が証書が提出された日付を封紙に記載することとされている（第970条第1項第4号）。

特別の方式の遺言については、遺言をした日付を記載することが方式要件として求められておらず、仮に記載された日付の正確性に争いがあっても、これに立ち会った証人等によって真実の日が立証されれば足りると解されている（最判昭和47年3月17日民集26巻2号249頁参照）。

2 規律の内容

(1) 規律の趣旨

普通の方式の遺言において日付の記載等が要求される趣旨は、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式においても異なることなく、日付の記載又は記録が必要であり、既存の他の方式による遺言における日付との間で比較可能である必要があると考えられる。

そこで、公的機関が遺言の成立に関与しない方式とする場合には、遺言者自身が、方式要件が具備されるに至った日の日付を記録等することが考えられる一方、公的機関が遺言の成立に関与する方式とする場合には、当該公的機関が、他の方式要件が具備されるに至った日付を記録・管理するものとし、これにより日付の正確性を客観的に担保することが考えられる。

なお、部会では、同一日に複数の遺言が作成される可能性があり、その場合の遺言の先後関係の判断を可能とする観点から、日付に加えて時刻も記録すべきとの考え方もあったものの、そのような場面が多く生じるとまでは考えにくく、また、現行の他の普通の方式と異なり、新たな方式についてのみ時刻の記録を要件とする必要性は高くないとも考えられるため、その

点の規律の提案はしていない。

(2) 保管制度の対象としない場合（本文 3(1)）

本文(1)は、保管制度を利用しない方式(本文 1 の【甲 1 案】及び【甲 2 案】)について、方式要件としての日付として遺言者が作成日を記録することを求める考え方である。新たな遺言の方式においても、日付とは、真実遺言が成立した日の日付を指し、具体的には、方式要件が全て具備されるに至った日を記録すべきものと考えられる。

【甲 1 案】及び【甲 2 案】では、日付は遺言者の遺言能力の有無等を判断する際の基準となるものであり、その記録が有用であると考えられることに加え、特別の方式の場合と異なり、普通の方式ではいつでもどこでも作成できるものであるから、その作成時点を明確にするために日付を記録する必要性が高いこと、他方で、重要な文書である遺言に日付の記録を求めることは慣行ないし法意識に沿うものであり、自筆証書遺言の在り方とも整合することを踏まえ、日付の記録を方式要件としている。もっとも、これに対しては、デジタル技術を活用する場合にはデジタル機器によって日付が記録される場面が多くあることから日付を方式要件とする必要性は高くなく、日付が記録されていないことのみをもって無効とする必要があるか疑問であるとして、日付の記録を方式要件としないとの考え方もあり得る。

なお、デジタル技術を活用する場合、デジタル機器によって日付が記録されるものの、使用するデジタル機器の日付が誤っていた場合には誤った日付が記録されたり、第三者が遺言の完成後にデジタル機器によって記録された日付を改変したりするおそれがあり、デジタル技術によって記録された保存の日が正確であることを担保することは過度な負担となり得るから、直ちにこれに依拠することはできないとも考えられる（注 1）。そこで、本文では、現行の自筆証書遺言と同様、遺言者が作成日として記録した日を方式要件としての日付としている。

具体的には、【甲 1 案】では、方式要件が全て具備されるに至った日は、遺言者及び証人が口述し、それらの状況を録音・録画した日であり、遺言者としては当該日を当該電磁的記録に記録して口述する必要があると考えられる。日付の正確性や第三者による改変の防止については、証人の立会い及び録音・録画により一定程度担保されていると考えられる。もっとも、その場合であっても、遺言者が記録した日と真実遺言が成立した日が異なる場合が生じ得るが、自筆証書遺言における判例の考え方を踏まえ、方式要件としての日付が記録されているといえるかを判断することとなると考えられる。【甲 1 案】では、遺言者が作成日として記録した日付について、電磁的記録が保存された日（文字情報に係る電磁的記録が保存された日や、録音・

録画に係る電磁的記録が保存された日)や証人の供述する遺言成立日との整合性等を踏まえ、真実遺言が成立した日が記録されているかを明らかにした上で、相違する場合には、方式要件としての日付を欠き、当該遺言を無効とすべきものかどうかを事案ごとに判断することとなると考えられる(注2)。

他方で、【甲2案】では、他の要件と併せ、技術的措置等によって(正確な)日付を記録するものとするとも考えられる。

(3) 保管制度に基づき保管される場合(本文3(2))

本文(2)は、保管制度を利用する方式(本文1の【乙案】及び【丙案】)について、公的機関において保管を開始した日を記録し、当該日を遺言の成立日とする考え方である。

公正証書遺言及び秘密証書遺言については、公証人が公正証書の作成年月日を記録等することとされていることを踏まえ、公的機関においてデジタル技術を活用した新たな方式の遺言を保管する場合には、公的機関が保管を開始した日付を公的機関の保有するファイルに記録し、保存することとしている。これにより、日付の正確性が担保されることが考えられることから、【乙案】及び【丙案】では、日付は方式要件とは位置付けられないものと考えられる。

(注1) 遺言者においてタイムスタンプ(時刻認証局が発行する時刻証明情報であって、電磁的記録がある日時に存在していたこと及びその日時以降に当該電磁的記録が改変されていないことを証明することができる機能を有するもの)を付与することを方式要件とするとも考えられるものの、一般に広く用いられているものとまではいえず、これを方式要件とすることは遺言者にとって過度な負担となり得る。

(注2) 自筆証書遺言における日付について、最判令和3年1月18日集民265号11頁では、全ての要件を満たした日を遺言成立日とし、遺言書には同日の日付を記載すべきであることを前提としつつ、遺言者が、入院中に自筆証書遺言の全文、同日の日付及び氏名を自書し、退院して9日後に押印した事案において、真実遺言が成立した日と相違する日の日付が記載されているからといって直ちに当該遺言が無効となるものではないと判断されている。また、最判昭和52年11月21日集民122号239頁では、自筆証書遺言に記載された日付が真実の作成日付と相違しても、その誤記であること及び真実の作成の日が遺言証書の記載その他から容易に判明する場合には、日付の誤記は遺言を無効ならしめるものではないとして、書き誤りの場合には直ちに方式違反により無効となるものではないと判断されている。

遺言者が電磁的記録に入力した日付をもって方式要件としての日付とする場合には、これらの判例の考え方が参考となるものと考えられる。

4 加除その他の変更、撤回

(1) 加除その他の変更

5 遺言が成立した後、内容を変更する場合には別途新たな遺言をすることを要するものとし、加除その他の変更に関する特段の規律を設けないものとする。

(2) 撤回

10 新たな方式による遺言に関し、民法第1022条（遺言の撤回）、第1023条（前の遺言と後の遺言との抵触等）及び第1024条後段（遺贈の目的物の破棄による撤回擬制）が適用されるものとし、同条前段（故意の破棄による撤回擬制）については、次のいずれかの案によるものとする。
ア 保管制度の対象としない場合（本文1の【甲1案】及び【甲2案】の場合）

15 【A案】民法第1024条前段の適用を除外する規律を設け、破棄による撤回を認めないものとする（注1）。

（注1）証人の立会いの下での破棄など一定の場合に遺言の破棄を認める規律を設けるものとする考え方もある。

【B案】特段の規律を設けない（民法第1024条前段の適用を認める。）ものとする（注2）。

20 （注2）遺言に係る電磁的記録を故意に破棄したと認められる場合を明確にするために、特別の規律を設けることについて引き続き検討する。

イ 保管制度に基づき保管される場合（本文1の【乙案】及び【丙案】の場合）

25 【C案】保管の申請の撤回を認め、当該撤回をした場合には遺言を撤回したものとみなすものとする。ただし、当該撤回をしたときでも、当該遺言に係る情報は消去しないものとする。

【D案】保管の申請の撤回を認めないものとする。

（補足説明）

30 1 加除その他の変更

(1) 現行の方式

35 自筆証書遺言では、加除その他の変更があったことが遺言者の死後確証されなければならないことから、また、他人による変造を防止するために、加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に押印しなければならないとされている（第968条第3項）。この規定は、遺言の作成過程における

加除その他の変更についても適用されると解されており、遺言の完成前後を問わず、上記の方法によって変更しなければならない。

また、秘密証書遺言では、第970条第2項により自筆証書遺言について定める第968条第3項が準用されており、自筆証書遺言と同様の方法で加除その他の変更をしなければならないとされている（注）。もっとも、秘密証書遺言の性質上、公証人等が封紙に署名押印して遺言が完成した後は、変更することができないものと考えられる。

公正証書遺言では、改正前の公証人法第38条において変更（文字の訂正）に関する規定が設けられていたものの、改正後の公証人法では、電磁的記録をもって公正証書を作成する場合にはその旨の規定は不要であることや、書面をもって作成する場合のこれらの変更の方法は、法律で規定する必要はない技術的・細目的事項であることから、変更に関する規定は法定されていない。また、完成後の変更の手続について、特段の規定は設けられていない。

(2) 本文4(1)の内容

ア 検討の必要性

新たな遺言の方式において、遺言者が遺言の内容を変更したいと考える場合には、遺言者の最終意思が尊重されるよう、なるべく簡易な方法で変更できる方法であることが望ましいとも考えられる一方、第三者による変造ではないことを明確に判断することができる必要があると考えられる。また、一旦完成した後であっても遺言を変更する方法を定める必要があるか否かについては、秘密証書遺言や公正証書遺言において完成後の変更がされていないことも踏まえて検討すべきと考えられる。

イ 保管制度の対象としない場合

文字情報に係る電磁的記録を作成した上で、全文等を口述する状況の録音等を要する方式（本文1の【甲1案】及び【甲2案】）の場合、文字情報に係る電磁的記録の文言と録音等に係る電磁的記録の口述内容が一致することが方式要件として求められるため、例えば、文字情報のみ一部を変更したことによりそれらが相違することとなった場合には、変更後の文字情報に一致する録音等を改めて作成する必要があると考えられる。そして、当該方式では、口述状況の録音等及び証人の立会い又は技術的措置等により、他人の変造を防止する機能が果たされているものと考えられる。そうすると、加除その他の変更の有無にかかわらず、完成したものが所定の方式を満たすか否かを判断すれば足りることとなり、加除その他の変更に係る規定を設ける必要はないと考えられる。

その結果、遺言者が【甲1案】及び【甲2案】に係る遺言について、加

除その他の変更をしたいと考えた場合には、それぞれの方式を満たすよう修正して完成させるか、又は加除その他の変更をしたい内容について別途遺言を作成する（この場合には他の方式によってもよい（第1022条、第1023条第1項）。）ことが考えられる。

5 ウ 保管制度に基づき保管される場合

保管制度を利用する方式の場合（本文1の【乙案】及び【丙案】）、現行の公正証書遺言や秘密証書遺言において遺言が完成した場合と同様に、保管開始後は、遺言者本人であっても加除その他の変更をすることはできず、また、他人による変造も困難であると考えられる。

10 他方で、電磁的記録による遺言の場合（【乙案】）及び書面による遺言の場合（【丙案】）のいずれであっても、公的機関において保管を開始するまでは容易に変更することができる。なお、【丙案】において、遺言者がプリントアウトした書面の本文を手書きで変更する場合であっても、公的機関に提供する前であれば、遺言者本人の意思に基づく変更であるかは
15 明らかであることから、第968条第3項のような規律を設けず、自由に変更を認めても支障はないと考えられる。

その結果、遺言者が【乙案】又は【丙案】に係る遺言について、加除その他の変更をしたいと考えた場合には、保管開始前については、特段の方式の定めはなく変更が可能であり、保管開始後は、加除その他の変更をしたい内容について別途遺言を作成する（この場合には他の方式によってもよい（第1022条、第1023条第1項）。）ことが考えられる。

（注）変更した旨の付記、署名及び押印について、遺言者によってされなければならないと考えるかどうかについては争いがあり、いずれも遺言者によってされることを要するとする見解、署名は遺言者によってされることを要するものの付記や
25 押印は他人によることを認めるとする見解、いずれも遺言者によってされることを要しないとする見解等がある。

2 撤回

30 (1) 現行の方式

遺言者は、いつでも、遺言の方式に従って遺言の全部又は一部を撤回することができ、後にした遺言が前の遺言と抵触するときなどの場合には、抵触する部分につき前の遺言を撤回されたものとみなされ、また、遺言者が故意に遺言書を破棄等したときは、その破棄等した部分については遺言を撤回したものとみなされる（第1022条から第1024条まで）。これらの規定は、生前の遺言の撤回が自由であることを前提として、その方式を定める

とともに、撤回とみなされる場合を法定することにより、撤回について疑念が生じることを避けることに意義を有する。

上記の規定は、全ての遺言の方式に適用されるため、自筆証書遺言及び秘密証書遺言について、遺言者が故意に遺言書を破棄したときは、その破棄した部分については、遺言を撤回したものとみなされる（第1024条前段）。

他方で、公正証書遺言については、原本が公証人役場に保存されているため、遺言者が手元にある正本を破棄しても撤回の効力は生じないと考えられており、遺言者が故意に遺言書を破棄したときは、その破棄した部分については遺言を撤回したものとみなす規定（第1024条前段）は事実上適用される場面が存在しないものと考えられている。また、自筆証書遺言書保管制度において保管される遺言書についても同様に、遺言書保管所による保管が継続している間は、上記の規定が適用される場面は事実上存在しないものと考えられている。

(2) 本文4(2)の内容

ア 規律の趣旨

遺言は、遺言者の最終意思に効力を認めようとする制度であるから、いつでも自由にこれを撤回することが保障されなければならない。また、遺言者が前の遺言を撤回する意思を明示していない場合でも、その意思を推測させるような行為があれば、前の遺言を撤回したものとして取り扱うのが遺言者の最終意思の尊重の趣旨からして適当であると考えられるが、その場合には撤回について疑念が生じないよう、撤回とみなされる場合を法定しておく必要があると考えられる。

そうすると、新たな遺言の方式においても、遺言者が自由に遺言を撤回することができるとともに、遺言者の撤回の意思を推測させるような行為を法定し、撤回とみなされる場面を明らかにすることが望ましいと考えられる。

イ 保管制度の対象としない場合（本文4(2)ア）

(ア) 電磁的記録により作成された遺言の「原本」について

電磁的記録については、複製により、元の電磁的記録と同一性のある電磁的記録を作成することができ（注1）、書面における「原本」とそれ以外の「写し」の区別を観念することができないことから、電磁的記録による遺言を認めることとした場合には、遺言者が最初に作成した遺言に係る電磁的記録のほかに、複製によって、これと同一の電磁的記録を複製により作成することができることとなる。そして、事後的にも、遺言者によって最初に作成された遺言に係る電磁的記録（書面における「原本」に相当。）と、複製によって生じた電磁的記録（書面における

る「写し」に相当。)を区別することは困難である。そのため、電磁的記録により作成された遺言については、それが遺言者の意思により真正に成立したものである限り、複製によって生じた電磁的記録も、遺言に係る電磁的記録に当たるとするのが相当であると考えられる(注2)。

5 (イ) 【A案】は、遺言者が、遺言を撤回する意思をもって、管理している遺言に係る電磁的記録を破棄したとしても、当該遺言の破棄を認定するのはその性質上困難な場合が多く(例えば、遺言者が当該電磁的記録をパソコン上の「ごみ箱」のフォルダに格納したとしても容易に復元できる上、外観上はパソコン上に保存されていないように見えても電磁的記録の解析技術を活用することにより復元することができる場合もある。)、特に他人が同一の遺言に係る電磁的記録を保管していることを想定するとその判断が更に困難であると考えられることを踏まえ、第1024条前段の適用を除外する規律を設け、電磁的記録によって遺言をする場合については、破棄による撤回を認めないこととするものである。

10 この案は、撤回とみなされる場面に当たるかどうか、なるべく疑義が生じないように上記の規律を設けるとする考え方である。この案による場合、遺言に係る電磁的記録を破棄したことによって撤回と考える遺言者も相当数いると考えられるため、当該方法では撤回に当たらない旨十分な周知広報が必要であると考えられる。

20 この案に対しては、遺言の作成に関与した証人等がいる場合に、遺言者が破棄したとしても撤回とならないとすると、遺言に係る電磁的記録の存否を巡る紛争が生じ得るとの指摘がある。また、本文1の【甲2案】の方式について、民間事業者において何らかの記録を保存する仕組みを採った場合には、遺言者からの求めに応じて当該記録を削除することにより撤回することを認めることができるとも考えられる。そこで、証人による立会いの下での破棄など明文で定めた一定の場合にのみ遺言の撤回を認めるとの考え方もあり得るため、その旨を本文の(注1)に記載しているが、一定の場面を明文で適切に定めることができるかが問題となると考えられる。

30 なお、この案による場合、遺言者は、新たな遺言をすること等によって遺言の撤回をすることが考えられる。

35 (ロ) 【B案】は、撤回について、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式に関する特段の規律を設けず、電磁的記録によって遺言をする場合であっても第1024条が適用されることとして、遺言者が故意に遺言を破棄した場合には、遺言者が遺言を撤回したものとみなすものと

する考え方である。

すなわち、自筆証書等による遺言について、遺言者が故意に遺言書を破棄したときに遺言が撤回されたものとみなすものとしているのと同様に、【甲1案】及び【甲2案】の方式による遺言について、遺言者が故意に遺言に係る電磁的記録を破棄した場合には、遺言の撤回の意思を推測することが通常の遺言者の意思に沿うものとも考えられ、このような場合に、遺言の撤回を認めないこととすると、遺言者は、電磁的記録を破棄することによって、遺言を撤回したつもりであったにもかかわらず、なお従前の遺言が効力を有することとなり、遺言者の最終の意思に反する事態が生じ得ることからすると、破棄による遺言の撤回擬制の規律を設けることが必要であるとも考えられる。この点に関して、アメリカ及びカナダでも遺言に係る電磁的記録の破棄による撤回を認めていることも参考になるものと考えられる（注3）。

もっとも、前記(イ)のとおり、電磁的記録による遺言については、①どのような行為が「破棄」に当たるのかが必ずしも明確ではないことに加え、②同一の遺言に係る電磁的記録が複数ある場合に、その一部を破棄したことをもって遺言撤回の意思が推測されるといえ、撤回擬制を認めることが相当といえるのかが問題となり得ることから、電磁的記録による遺言を故意に破棄したと認められる場合を明確にするために、特別の規律を設けることについて引き続き検討することとしており、その旨を本文の（注2）において明らかにしている。

ウ 保管制度に基づき保管される場合（本文4(2)イ）

保管制度を利用する方式の場合（本文1の【乙案】及び【丙案】）、遺言者の意思に基づいて作成された遺言に係る電磁的記録又は遺言書は公的機関で保管されることとなるため、遺言者が確定的なものとして作成した電磁的記録等を特定して撤回の有無を判断することができると考えられる。

そのため、公正証書遺言等における上記解釈と同様、遺言者が公的機関で保管されている遺言に係る電磁的記録等と同一の電磁的記録等を破棄しても、第1024条の適用はなく、撤回とみなされないこととなると考えられる。

(ア) 【C案】は、遺言者の意思を尊重して保管の申請の撤回を認め、当該撤回をした場合には遺言を撤回したものとみなす旨の規律を設けるとするものである。遺言者の意思を尊重するものであり、また、撤回とみなされる場面も明確になると考えられる。

その上で、遺言者の真意に基づかない撤回があり得ることや、遺言の

作成や撤回の過程について相続人等の間で紛争になり、裁判所から照会があった場合等に対応できるようにするため、遺言者の意思にかかわらず、当該遺言の情報を消去しないこととしている。もっとも、撤回した遺言者の意思を踏まえ、当該遺言の情報については、本文2の証明・閲覧・通知の対象とせず、特別の事由がある場合に限り、遺言者生存中には遺言者に、遺言者死亡後には相続人等に閲覧の請求を認めるものとするなどが考えられる。

なお、【C案】の場合には、保管申請の手続と同様に、撤回の手続において、真意性・真正性の担保等を図るための公的機関による確認の在り方が問題となる。この点、遺言の撤回については、遺言の方式による撤回（第1022条）のほか、様々な方法によって可能であり、必ずしも遺言の方式で求められるほどの真意性が担保されているものではないとも考えられる上（第1023条、第1024条参照）、上記のとおり、特別の事由がある場合には閲覧の請求を認めることとするのであれば、遺言の方式と同程度に真意性の担保を図る必要はないとも考えられる。

(イ) 【D案】は、保管の申請の撤回は認めないとするものであり、その結果、遺言者が遺言の内容を変更したい場合には、新たな遺言をすることなどにより、遺言の撤回をすることとなる。公正証書遺言の場合と同様の考え方であり、撤回の有効性等が問題となる場面も生じないものの、遺言者による遺言の撤回のための選択肢が減るとの指摘や、撤回された遺言について証明・閲覧・通知がされないことを望む遺言者のニーズに対応することができないとの指摘があり得る。

(注1) デジタルデータは複製コピーが可能であり、一般には元データと複製コピーされたデータは基本的にはハッシュ値も同一であって区別できないと考えられる。もっとも、NFT（Non-Fungible Token）という技術を用いることで、特定のデジタルデータを唯一無二の非代替的なデジタルデータとすることができ、元データと複製コピーを区別することが可能となるものの、当該技術の利用が一般化しているとはいえない現状において、当該技術の利用を前提とすることは現実的な選択肢ではないと考えられる。

(注2) この点に関連して、電磁的記録による遺言を認めることとした場合には、①遺言書の検認の請求義務者に関する第1004条第1項、②相続人の欠格事由に関する第891条第5号との関係でも、更なる検討が必要になると思われる。

すなわち、①第1004条第1項は、「遺言書の保管者は、相続の開始を知

った後、遅滞なく、これを家庭裁判所に提出して、その検認を請求しなければならない。遺言書の保管者が不在の場合において、相続人が遺言書を発見した後も、同様とする。」と規定し、これに違反して遺言書を提出することを怠った者等には過料の制裁が科されると規定されているが（第1005条）、本文に記載したとおり、複製によって生じた電磁的記録も、それが遺言者の意思により真正に成立したものである限り、遺言に係る電磁的記録に当たると考えた場合には、複製によって生じた電磁的記録を保管する者も検認の請求をしなければならない、当該電磁的記録の保管者が不在の場合においては、相続人も当該電磁的記録を発見した後、検認の請求をする義務を負うものとする

ことになるとも考えられる。

また、②第891条第5号は、相続に関する被相続人の遺言書を「破棄し、又は隠匿した者」は、相続人になることができないものと規定しているが、本文に記載したとおり、複製によって生じた電磁的記録も、それが遺言者の意思により真正に成立したものである限り、遺言に係る電磁的記録に当たると考えた場合には、複製によって生じた電磁的記録を破棄し、又は隠匿した者も相続人になることができないものとするところになるとも考えられる。

（注3）アメリカの統一電子遺言法第7条(b)(2)では、遺言の全部若しくは一部を撤回する意思をもって、遺言者がその行為を行ったこと若しくは他の者に指示をしてこの者が遺言者の物理的立会いのもとでその行為を行ったことが、証拠の優越によって立証された物理的行為により、電子遺言の全部又は一部を撤回することができる旨規定されている。

また、カナダの統一遺言法第16条(1)(c)では、遺言者又は、遺言者の立会いのもとで遺言者の指示によりある者が、遺言の全部又は一部を撤回する意思をもって、遺言又は遺言の一部の1つ又は複数の電子版を削除すること、同(d)では、遺言者又は、遺言者の立会いのもとで遺言者の指示によりある者が、証人の立会いのもと、遺言の全部又は一部を撤回する意思をもって、遺言の紙コピーの全部又は一部を何らかの方法で焼却、破り捨て、又は破棄することにより、電子遺言の全部又は一部を撤回することができる旨規定され、同条(3)では、疑義のないように、遺言の全部又は一部の1つ又は複数の電子版の不注意による削除は、遺言を撤回する意思の証拠とはならない旨規定されている。

第2 自筆証書遺言の方式要件の在り方

1 自書を要しない範囲

財産目録について自書を要しないものとする現行法の規律を維持し、自書を要しない範囲を拡大しないものとする。

2 押印要件

上記1を前提に、押印要件については、次のいずれかの案によるものとする（注1）。

（注1）自筆証書にこれと一体のものとして財産目録を添付する場合において、その目録の毎葉にする押印要件（民法第968条第2項）及び加除その他の変更
に際しての押印要件（同条第3項）を含む。

【甲案】押印を要しないものとする（注2）。

（注2）押印を方式要件としない場合であっても、遺言書に押印がされたときは、当該押印は、真意性の担保等の機能を有し、真正性が争われた際には、民訴法
第228条第4項により成立の真正が推定され得るほか、完成されたものであるとの認定にもつながり得ると考えられる。

【乙案】引き続き押印を要するものとする。

（後注）甲案及び乙案のほか、「押印を要するものとする。ただし法定する要件（遺言者がその意思に基づき遺言をしたことを担保するための要件）を満たすときは、
押印を欠いたとしても、遺言は、そのためにその効力を妨げられないものとする。」
とした上で、上記法定する要件として、例えば、

- ・ 裁判所が、遺言者がその意思に基づき遺言をしたと認める場合
- ・ 押印と自筆証書遺言書保管制度の利用とを選択的な方式要件と位置付けた上で、後者の方式要件（自筆証書遺言書保管制度の利用）を満たす場合
などを定める考え方もある。

（補足説明）

1 現行の方式

自筆証書遺言の方式要件としては、遺言者自身による遺言書の全文（財産目録を除く。）、日付及び氏名の自書並びに押印が定められている（第968条第1項及び第2項）（注）。遺言書の全文、日付及び氏名の自書が要求される趣旨は、筆跡によって本人が書いたものであることを判定することができ、それ自体で遺言が遺言者の真意に出たものであることを保障することにあり、また、押印が要求される趣旨は、遺言の全文等の自書とあいまって遺言者の同一性及び真意を確保するとともに、重要な文書については作成者が署名した上その名下に押印することによって文書の作成を完結させるという我が国の慣行ないし法意識に照らして文書の完成を担保することにあると解されている（最判昭和62年10月8日民集41巻7号1471頁、最判平成元年2月16日民集43巻2号45頁）。

（注）氏名の自書（署名）及び押印については、必ずしも遺言書の末尾にあることを

要せず、遺言書の本文の中でも差し支えないと解されている。

2 自書を要しない範囲（本文1）

自筆証書遺言については、証人等が作成に関与せず、財産目録を除く全文、
5 日付及び氏名の自書の方式要件が真意性・真正性を担保し、また熟慮を促して
いると考えられることから、更なる方式要件の緩和によって、偽造・変造のお
それや遺言者が遺言の内容を十分に理解しないまま作成するおそれが増大す
ることも考えられる。そのため、全文等を自書する負担に対しては、デジタル
10 技術を活用した新たな遺言の方式を設けることによって対応することとし、
自筆証書遺言における自書を要しない範囲については現行規定を維持するこ
とが考えられることから、本文1では、自書を要しない範囲を拡大しない（財
産目録を除く全文、日付及び氏名の自書につき、引き続き要するものとする。）
ものとしている。

3 押印要件（本文2）

(1) 規律の在り方の方向性

自筆証書遺言における押印の要否の検討に際しては、今後、押印をめぐる
慣行ないし法意識がどのように変容していくかについても踏まえた上で、
押印要件を維持した場合の不都合等とそれを廃止した場合の不都合等につ
20 いて考慮する必要があるところ、具体的な規律の在り方の方向性としては、
以下の案が考えられる（部会資料9においては、押印を要するものとしつつ、
法定の要件を満たす場合にはなお効力を妨げないとする考え方を丙案とし
ていたが、この考え方については、いかなる要件の下に有効とするのか、効
力の有無について裁判所の個別の判断を要することとするのか、円滑に遺
25 言を執行することができるのかなど、なお検討すべき点があると考えられ
ることから、本部会資料では（後注）としている。）。

なお、財産目録の毎葉への押印要件及び加除その他の変更の際における
押印要件についても、遺言本文の押印要件と同様の方向性を検討すべきと
考えられ、本文2の（注1）ではその旨を記載している。

(2) 【甲案】について

【甲案】は、①押印に用いる印章については制限がなく、認印であっても
よいとされていることからすれば、真意性や真正性の担保に対する押印の
役割が必ずしも大きいとはいえず、それらの担保は全文や氏名等の自書に
より図ることができているとも考えられること、②いわゆるコロナ禍にお
35 いて、押印の見直しの機運が高まったこと、③公正証書遺言において遺言者
及び証人による押印は不要とされるなどの法改正が行われたことなどを踏

まえ、重要な文書については、作成者が署名した上その名下に押印することによって文書の作成を完結させるという慣行ないし法意識に変容が生じつつあるとの指摘があることも考慮し、押印要件を廃止する考え方である。今後、印鑑がますます使われなくなっていくとも考えられること、押印要件を
5 廃止した場合、署名要件がそれに代わって下書きと完成品とを区別する機能を果たすものと認識されていくことになるとも考えられることからすると、押印については、方式要件ではなく証拠の一つとして位置付ける整理をすることが考えられる。

【甲案】を採用した場合において、仮に押印がされたとしても、遺言の効力には影響せず、当該押印に基づく印影は証拠の一つとして位置付けられ、
10 引き続き有益な機能を有すると考えられることから、本文2の(注2)では、その旨を記載している(注)。

(注) 押印要件を単に廃止するにとどまらず、押印が文書の作成を完結させる機能を有することに鑑み、文書の作成が完結されていることを担保するための押印
15 に代わる新たな方式要件(例えば文章の末尾に署名する、封筒に入れる、冒頭に「遺言書」と記載するなど)を設けるべきではないかとの指摘がある。もっとも、この考え方については、新たな方式要件を設けることは、方式を複雑化させかえって遺言の作成を躊躇させることになりかねないことから相当ではないとも考えられる。

また、高齢者などにとっては押印の負担よりも署名する負担の方が大きいものとも考えられることからすれば、特に、財産目録の毎葉にする押印及び署名並びに加除その他の変更の際における押印及び署名については、それらのうち
20 いずれかがあれば足りるとし、選択的な方式要件とすることも考えられるのではないかとの指摘もある。もっとも、この考え方については、法制審議会民法(相続関係)部会における調査審議において、加除その他の変更の際における押印及び署名要件に関し、署名は遺言者本人によるものか否かがある程度判別可能であるのに対し、押印は遺言者以外の者によっても十分押捺可能であるため、署名を外して押印のみでも足りるとすることについては特に慎重を期すべきである旨の指摘がされ、最終的に上記要件が維持されたことも踏まえ、その
30 当否につき慎重に検討する必要があると考えられる。

(3) 【乙案】について

【乙案】は、押印は依然として下書きと完成品とを区別する機能を果たしているとも考えられること、他方で押印に用いる印章については制限がない上、遺言書は契約書等と異なり頻回に作成されるものではなく、また、単
35

独で作成することができるものであることからすると、押印要件があることによる負担はそれほど大きなものではないとも考えられることから、引き続き押印を要するものとする考え方である。

上記のとおり、押印をめぐる慣行ないし法意識に変容が生じつつあるとの指摘があり、そのこと自体は否定できないものの、遺言という方式行為の特殊性に鑑み、押印要件を存置することもなお考えられる（注）。

（注）【乙案】を採用した場合でも、押印を欠いた遺言がおよそ全て無効となるものではなく、個々の事案における裁判所の判断（押印要件の解釈及び個別の事案への適用）により救済される余地があることは、現行法下と同様である。これまでの判例には、指印（遺言者が印章に代えて拇指その他の指頭に墨、朱肉等をつけて押捺すること）についても第968条の押印として足りるものとし、押印要件を柔軟に解釈したものがある（最判平成元年2月16日民集43巻2号45頁）。また、外国出身であり、その後日本に帰化した者がした押印を欠く遺言について、遺言者が主として日本語以外の言語を使用していたこと、その交際相手が少数の日本人を除いて外国の者に限られ、日常生活も外国の様式に従い、印章を使用するのは特に先方から押印を要求されるものに限られていた等の事情の下においては有効としたものがある（最判昭和49年12月24日民集28巻10号2152頁）。

（4）（後注）について

（後注）は、仮に押印を方式要件とするとしても、そのみを欠いた場合の法的効果（サンクション）として遺言を無効とするまでの必要があるか疑問であるとの考え方にに基づき、押印を要するものとしつつ、それを欠いた場合においても、遺言者がその意思に基づき遺言をしたこと（遺言の完成の趣旨をも含む。）を担保するために法定する要件を満たすときは、遺言は、そのためにその効力を妨げられないものとする考え方である（なお、この場合において、他の方式要件を充足していることは当然の前提である。）。押印を欠く遺言につき、法定する要件を満たす場合に一律に救済を図るという点において、救済の可否につき裁判所の個別の判断に委ねられている【乙案】とは異なる。

将来的には、押印の機会がますます減っていくとも考えられるものの、現状においては、依然として、真意性・真正性の確保や下書きと完成品との区別のために押印がされており、その押印の機能が直ちに消滅するものではないとも考えられることからすると、押印を引き続き方式要件としつつ、それを欠いた場合でも、法定の要件を満たす場合には救済を図るとすること

も考えられる。

もっとも、この考え方については、「法定する要件（遺言者がその意思に基づき遺言をしたことを担保するための要件）を満たすとき」としてどのような場合を想定するか、また、相続開始後、誰が、いかなる手続ないし段階において、この場合に該当するかを判断するのかが問題となり、その内容や判断方法等を定めるに当たっては、遺言執行の場面において実務上混乱を生じさせるおそれがないか、平成30年民法改正により法定相続分を超える部分については相続登記が対抗要件とされ（第899条の2第1項）、迅速な登記が求められていることに沿うものであるか、相続人に課せられることとなる手続的負担として相当な範囲といえるか等について、考慮する必要があると考えられる。

（後注）においては、上記一定の場合の具体例として、「裁判所が、遺言者がその意思に基づき遺言をしたと認める場合」を記載しているところ、この場合、押印を欠く遺言について、広く救済の余地を残すことができるとも考えられる一方、どのような類型の訴訟を予定するか等によっては、同一の遺言の効力の判断が裁判所により区々となる、相続人等に過大な手続的負担となるといった事態が生じ得る。さらに、証人の関与が方式要件とされていない中で裁判所が心証を得ることは困難ではないかとの指摘もある。（注1）（注2）（注3）

また、その他の具体例として「押印と自筆証書遺言書保管制度の利用とを選択的な方式要件と位置付けた上で、後者の方式要件（自筆証書遺言書保管制度の利用）を満たす場合」を記載しているところ、これは、遺言者が自筆証書遺言書保管制度を利用した場合においては、自ら保管申請をした事実により、その意思に基づき当該申請に係る遺言をしたことが担保され得るとの考え方に基づくものである。この場合、要件該当性の判断を容易に行うことができる上、同一の遺言の効力の判断が区々になるなどして実務上の混乱を生じさせる事態や相続人等に過大な手続的負担を課す事態を避けることができると考えられる。一方、自筆証書遺言書保管制度の利用を新たに方式要件と位置付けることになるため、現行の自筆証書遺言書保管制度の法的位置付けを変更することになることや自筆証書遺言についての新たな類型を設けることになることの当否、保管申請の撤回の可否、保管制度の利用の有無によって方式要件が異なることにより国民に混乱を招くことにならないか等について、検討を要する。（注4）

（注1）例えば、押印を欠くが、花押が書かれた遺言について、【乙案】ではその効力が否定されると考えられる（最判平成28年6月3日民集70巻5号

1 2 6 3 頁参照)。他方、(後注)におけるこの具体例では、裁判所において、遺言者がその意思に基づき遺言をしたことが認められる場合には、その効力が肯定されることとなると考えられる(そもそも、(後注)におけるこの具体例では、花押など押印に代わるものがおよそない遺言についても、裁判所の認定により、救済される余地がある。))。

(注2) 臨時法制審議会が昭和2年に発表した「民法相続編中改正ノ要綱」では、第16項第1号において、「自筆証書ニ依ル遺言ニ付テハ日附ノ自書及ビ捺印並ニ民法第千六十八条第二項(引用者注: 現行第968条第3項)ノ要件ハ之ヲ欠クモ裁判所ノ認定又ハ家事審判所ノ審判ニ依リテ其効力ヲ認メ得ルモノトスルコト」が提案されている。なお、上記要綱については、昭和3年以降、民法改正調査委員会において、条文化する作業が行われたが、昭和19年に戦争の激化によりその中止が命ぜられた。

(注3) アメリカにおいては、方式に欠陥のある不完全な遺言をすべて無効とするのではなく、その欠陥がなければ法律上の方式要件の目的を満たすといえる場合、裁判所は、当該遺言を法律上の方式と一致したものとして捉えることができるとする「実質的遵守の法理」に関する規定が定められている。その他、アメリカ及びカナダにおいては、被相続人が当該書面をその遺言として意図していたという明白かつ確信的な証拠がある場合、裁判所は、法律上の方式との不一致を問題にせず、遺言を有効と認めてよいとする「法律適用免除権限」に関する規定がある。

(注4) なお、自筆証書遺言書保管制度の利用を方式要件と位置付けることはせず、単に、法定する要件として、「自筆証書遺言書保管制度を利用した場合」を定めることも考えられる。もっとも、この考え方に対しては、現行法令下では、保管の申請に係る遺言書が民法に規定する自筆証書によってした遺言に係る遺言書ではないときは、その申請を却下しなければならないとされている(法務局における遺言書の保管等に関する政令第2条第2号)こととの関係についてどのように整理するか(民法及び遺言書保管法並びにその関係法令の改正の内容等)が問題となる。

第3 秘密証書遺言の方式要件の在り方

1 規律の在り方の方向性

秘密証書遺言については、下記2を除き、現行の方式要件を維持するとともに、デジタル技術を活用した新たな方式を設けないものとする。

2 押印要件

(1) 公証人の押印要件については、これを維持するものとする。

(2) 遺言者及び証人の押印要件については、自筆証書遺言における押印要

件の在り方（本文第2の2）を踏まえ、次のいずれかの案によるものとする（注）。

（注）遺言者による証書への押印及び封印要件（民法第970条第1項第1号、第2号）、遺言者及び証人による封紙への押印要件（同項第4号）のほか、加除その他の変更の際の押印要件（同条第2項、第968条第3項）を含む。

【甲案】遺言者及び証人の押印を要しないものとする。

【乙案】引き続き遺言者及び証人の押印を要するものとする。

（後注）甲案及び乙案のほか、「押印を要するものとする。ただし法定する要件（遺言者がその意思に基づき遺言をしたことを担保するための要件）を満たすときは、押印を欠いたとしても、遺言は、そのためにその効力を妨げられないものとする。」とした上で、上記法定する要件として、例えば、
・ 裁判所が、遺言者がその意思に基づき遺言をしたと認める場合
などを定める考え方もある。

（補足説明）

1 現行の方式

秘密証書遺言の方式要件としては、①遺言者が証書に署名・押印すること、②遺言者がその証書を封じ、証書に用いた印章で封印すること、③遺言者が公証人1人及び証人2人以上の前に封書を提出して、自己の遺言書である旨並びに筆者の氏名及び住所を申述すること、④公証人がその証書提出の日付及び遺言者の申述を封紙に記載した後、遺言者及び証人とともにこれに署名・押印することが定められている（第970条第1項）。すなわち、遺言者は、上記①（証書）、同②（封印）及び同④（封紙）の押印を、証人及び公証人は、上記④（封紙）の押印を、それぞれ行う。

なお、領事方式により秘密証書遺言を作成する場合については、日本の領事の駐在する地に在る日本人が秘密証書によって遺言をしようとするときは、公証人の職務は、領事が行う旨定められているところ（第984条前段）、令和3年5月に成立し公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年法律第37号）（デジタル一括化法）による同条の改正により、遺言者及び証人による封紙への押印（上記④）の要件が廃止された（同条後段）（注）。

（注）同改正による封紙への押印の廃止（領事方式遺言における上記④）については、外国に滞在する日本人は印章を所持していないことも多く、新たに印章を入手することも困難であるから、押印を要求することで領事方式の遺言の利便性が阻害されるおそれがあることを考慮するとともに、他方、領事方式の遺言の作成には領

事が関与していること、外国においては署名により重要な取引行為等を行う慣行が存在することも多く、そこに居住・滞在する日本人もその慣行に従うと一般的に想定されることなどを踏まえ、署名のみによっても、遺言者の真意に基づく作成が担保されることが考慮された。

これに対し、領事方式による秘密証書遺言においては、領事が遺言の内容が遺言者本人の真意に基づくものであることを確認することが予定されておらず、遺言者の真意が正確に記載されていることを遺言書自体により明らかにする必要があることなどが考慮され、証書への押印及び封印（上記①及び同②）は、引き続き必要とされている。

2 規律の在り方の方向性（本文1）

秘密証書遺言は、公証人を含めた第三者に対して遺言の内容を秘密にしたままにすることができる点に特質があるところ、公正証書遺言に比してその作成件数は少数にとどまっており、秘密証書遺言に対する需要はそれほど大きいものではないとも考えられる。また、証書（遺言書）の全文について、必ずしも自筆であることを要せず、印刷や印字したものなどでも足り、第三者に委託してこれらの手段をとらせることも許されると解されていることからすると、現行の方式要件を見直したりデジタル技術を活用した新たな方式を設けたりする必要性は高くはないとも考えられる（注）。

そうすると、現行の方式要件を基本的に維持するとともに、デジタル技術を活用した新たな方式を設けないものとすることが考えられることから、本文1において、その考え方を提示している（なお、部会資料9における丙案を本部会資料において（後注）とした点は、自筆証書遺言と同様である。）。

（注）なお、秘密証書遺言の方式要件について、デジタル技術を活用した在り方を検討する場合、どの方式要件との関係でいかなるデジタル技術を活用するかについて検討する必要があると考えられる。例えば、上記1③及び④の方式要件との関係において、遺言者が、公証役場に対し、郵送により封書を送付又はパスワードを付した遺言に係る電磁的記録を送信し、ウェブ会議を利用して公証人及び証人の前にそれを提出の上、自己の遺言であること等を申述し、公証人が電磁的記録をもって封紙に相当する証書を作成するものとするとも考えられる。

3 押印要件（本文2）

(1) 公証人の押印要件

令和5年公証人法改正により、公証人は、電磁的記録をもって公正証書を作成することにつき困難な事情がある場合に限り、書面をもって公正証書

を作成することとなるところ、この場合、公証人は、所属法務局等に提出した職印の印鑑により公正証書に押印しなければならない（新公証人法第36条第2号、第40条第4項第2号）。これは、公証人による押印が、遺言者等の列席者による押印とは異なり、同法第21条第1項に基づき、氏名を自署して所属法務局等に提出した職印の印鑑によるものとされており、公証人による署名とあいまって、公正証書が公証の効力を有するための不可欠の要件であるとされていることによるものである。

そのため、封紙の性質上、電磁的記録によって作成することができないと解されている秘密証書遺言については、引き続き公証人による押印を要することとなる。

公証人の押印が上記のように公証制度上の位置付けに根拠を有することを踏まえると、秘密証書遺言における公証人の押印要件については現行規定を維持することが考えられることから、本文2(1)において、その考え方を提示している。

(2) 遺言者及び証人の押印要件

ア 【甲案】は、自筆証書遺言において押印を要しないものとする場合（本文第2の2の【甲案】）に、その趣旨（真意性や真正性の担保に対する押印の役割が必ずしも大きいとはいえないこと、押印の見直しの機運が高まっていること、公正証書遺言において遺言者及び証人による押印は不要とされるなどの法改正が行われたこと等）に鑑み、秘密証書遺言における遺言者及び証人の押印（上記1の①、②及び④のほか、加除その他の変更の際の押印）についてもこれを要しないものとする考え方である。

もっとも、この考え方に対しては、令和3年のデジタル一括化法による第984条の改正に際して、遺言者及び証人による封紙への押印要件（上記1の④）のみが廃止され、遺言者による証書への押印及び封印要件（上記1の①及び②）は維持されているところ、その理由（上記1の（注））を踏まえると、遺言者による証書への押印及び封印を廃止した場合、遺言者の真意が正確に記載されていることを証書（遺言書）自体により明らかにすることはもはやできないのではないかと指摘が考えられる。

また、遺言者による封印（上記1の②）の趣旨が内容漏洩のおそれを防止することにあることに鑑み、少なくとも封印要件については維持すべきとする指摘も考えられる。もっとも、これに対しては、遺言者による証書への押印（上記1の①）を要しないものとした場合には、封印を同一の印章により行うことの前提を欠くこととなるため、封印（上記1の②）をも要しないものとした上で、それに代わる措置（封じる部分に署名をするなど）を求めるべきとする指摘、あるいは、そもそも、方式要件に内容漏

洩のおそれの防止の意味合いまで持たせることには疑問があるとして、
封印（上記１の②）を要しないものとするべきとする指摘が考えられる。

イ 【乙案】は、自筆証書遺言において引き続き押印を要するものとする場合（本文第２の２の【乙案】）に、その趣旨（押印は依然として下書きと
5 完成品とを区別する機能を果たしているとも考えられること等）に鑑み、
秘密証書遺言においても、引き続き遺言者及び証人の押印を要するもの
とする考え方である。

ウ （後注）は、自筆証書遺言において、押印を要するものとしつつ、それ
を欠いた場合においても、法定する要件（遺言者がその意思に基づき遺言
10 をしたことを担保するための要件）を満たすときは、遺言は、そのために
その効力を妨げられないものとする場合（本文第２の２の（後注））に、
秘密証書遺言における遺言者及び証人の押印要件についても同様の案を
採用し、押印を要するものとしつつ、それを欠いた場合においても、遺言
15 者がその意思に基づき遺言をしたこと（遺言の完成のほか、封紙に封じら
れた遺言書が遺言者本人のものであること（注１）も含む。）を担保する
ために法定する要件を満たすときは、遺言は、そのためにその効力を妨げ
られないものとする考え方である。（注２）

（注１）秘密証書遺言における証人の封紙への押印の趣旨は、遺言者による封書
20 の提出・申述や公証人による封紙への署名及び押印等と相俟って、封紙に封
じられた遺言書が遺言者本人のものであることを保障することにあると解
されている。

（注２）もっとも、遺言者による封印（上記１の②）並びに遺言者及び証人によ
る封紙への押印（上記１の④）については、公証人がそれらの欠缺を看過す
25 る事態は想定し難く、實際上、その欠缺が問題となり得るのは、遺言者によ
る証書への押印（上記１の①）に限られると考えられる。

第４ 特別の方式の遺言の方式要件の在り方

１ 作成することができる場面の規律

30 (1) 船舶遭難者遺言については、現行の文言（船舶が遭難した場合）に限ら
ず、航空機遭難や天災その他避けることのできない事変も含まれること
を規律上明確化するとの考え方について、引き続き検討するものとする
（注１、注２）。

（注１）「天災その他避けることのできない事変」については、民法第１６１条と同
35 様、「天災」とは地震、洪水などの自然力を意味し、「その他避けることのできな
い事変」とは暴動、戦乱などの天災と同視すべき事変を意味することを想定

している。もっとも、およそ生命の危険性のない軽微な災害や暴動等については含まれるべきでないと思われることから、「天災その他避けることのできない事変」については、死亡の危急に迫ったこととの因果関係を必要とすることも考え得るところ、このような考え方について引き続き検討するものとする。

5 (注2)「山岳における遭難」については、遭難態様も様々であることから、「天災その他避けることのできない事変」と評価できる態様であるかを個別に認定するものと整理することが考えられるところ、そのような考え方について、引き続き検討するものとする。

10 (2) 一般隔離地遺言については、現行の文言（伝染病のため行政処分によって交通を断たれた場所に在る者）に限らず、一般社会との交通が事実上又は法律上自由に行い得ない場所に在る者全てを含むことを規律上明確化すると
の考え方について、引き続き検討するものとする。

(3) 死亡危急時遺言及び在船者遺言については、遺言を作成できる場面に
関する規律については、現行法の規律を維持するものとする。

15 (補足説明)

1 規律の在り方の方向性

遺言は死者の最終の意思表示であり、遺言者の真意を確保するために、厳格な方式を遵守することが要求されているものの、特別な事情のもとにおいては、民法の要求する普通方式を遵守しては作成することができない場合があり、この場合に、方式に従っていないことを理由として遺言を無効とすることは
20 是かえって現実に即しないことから、民法は、危急時遺言（死亡危急時遺言、船舶遭難者遺言）と隔離地遺言（一般隔離地遺言、在船者遺言）を認めている。このように、特別の方式の遺言は、厳格な方式が要求される遺言においては例
25 外的なものと考えられており、遺言者が生存しているにもかかわらずこの方式による遺言を有効としておくことは後日の紛争をもたらすおそれがあると考えられることから、遺言者が普通的方式によって遺言をすることができるようになった時から6か月間生存するときは、その効力を生じないと定めている（第983条）。

30 このような特別の方式の遺言の趣旨や現行規定における規定の在り方等に照らすと、特別の方式の遺言の作成が認められる場面については、一般に普通的方式（現行規定のみならず、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式を含む。）を遵守して作成し得ないと考えられる場面に限定することが相当であると思われる（注）。

35 そのため、遺言制度を国民にとってより一層利用しやすいものとする観点からの見直しは、普通的方式の遺言を中心に検討されるべきものと思われる

ものの、仮に普通的方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式を設けた場合であっても、なお普通的方式を遵守して遺言を作成し得ないと考えられる場面は、現代においても想定されるものと思われ、そのような例外的な場面に限っては、特別の方式の遺言の作成を許容する必要性がある。

そこで、特別の方式の遺言の作成が認められる場面に関する規律については、特別の方式の遺言の作成が認められる場面を明確化する観点から、現行規定の解釈上認められている場面や、現代において一般に普通的方式を遵守しては作成することができないと考えられる場面を条文上明らかとする見直しを行うことが考えられる。

(注) もっとも、特別の方式によって遺言を作成することができる場合であっても、普通的方式による遺言をすることは妨げられないとされており（東京高判昭和8年12月28日新聞3662号5頁）、自筆証書遺言を作成することができる場合であっても、死亡危急時遺言によって遺言を作成することが可能であり、自筆証書遺言の作成が可能であったことをもって当該死亡危急時遺言が無効となるものではないと考えられている。

2 船舶遭難者遺言について

(1) 船舶遭難者遺言を作成することができる場面については、現行規定では、「船舶が遭難した場合において、当該船舶中に在って死亡の危急に迫った者」（第979条1項）と規定されている。船舶中に在る者については、普通的方式である自筆証書遺言や、特別の方式である在船者遺言（第978条）が可能であるものの、船舶が遭難した場合には、これらの方式を履践することができないことが多いと考えられる上、遺言者に死亡の危急が迫っている場合には、死亡危急時遺言（第976条）が可能であるものの、在船者にその要件を遵守させることについても、困難な場合が多いと考えられることから、船舶遭難の場合に死亡の危急に迫っている場面については、第976条及び第978条よりさらに緩和された要件の下で遺言を作成することができることとされている。

このように、現行の第979条1項は船舶遭難の場合を想定しているものの、現在の学説においては、航空機遭難の場合にも類推適用されると解釈されている。

加えて、現在において、特定の状況下において普通的方式の遺言や死亡危急時遺言の方式要件の履践が困難な場面としては、必ずしも船舶遭難に限られず、航空機遭難に加えて、地震・洪水等の大規模自然災害に被災した者や戦乱・暴動等の天災と同視すべき事変に巻き込まれた者に死亡の危急が

迫っている場面も想定することができる。

- (2) そのため、本文1(1)では、船舶遭難者遺言については、現行の文言（船舶が遭難した場合）に限らず、航空機遭難や天災その他避けることのできない事変も含まれることを条文上明らかとするとの考え方について、引き続き検討するものとしている。

なお、時効の完成猶予を定めた第161条における「天災その他避けることのできない事変」について、「天災」とは地震、洪水などの自然力を意味し、「その他避けることのできない事変」とは暴動、戦乱などの天災と同視すべき事変をいうと解釈されているところ、船舶遭難者遺言においても同様に解釈することが相当と思われる。もっとも、前記(1)記載のとおり、船舶遭難者遺言は、死亡危急時遺言の方式要件すら履践できない場面を想定した規定であることから、およそ生命の危険性のない軽微な災害や暴動等の場合にまで船舶遭難者遺言の方式による遺言を認めることは相当でないとも思われる。そのため、「天災その他避けることのできない事変」の場合については、死亡の危急との因果関係、すなわち、それによって死亡の危急に迫ったことが必要であると整理することも考えられる。もっとも、このような考え方については、現行の船舶遭難者遺言では船舶遭難と死亡の危急との因果関係を求めていることとの関係をどのように整理するかといった指摘も考えられるところであり、このような考え方についても引き続き検討することが必要と思われることから、その旨を本文の（注1）で記載している。

加えて、部会では、航空機遭難や天災その他避けることのできない事変のみならず、山岳における遭難も含むものとしてよいのではないかとの意見もあった一方で、特別の方式の遺言は、あくまで普通の方式の遺言の例外であり、その作成場面を拡大することには慎重であるべきとの意見もあった。確かに、山岳における遭難は比較的発生件数も多く、普通の方式や死亡危急時遺言の方式を遵守することができない状況も想定できないではないと思われるものの、山岳における遭難の態様は様々であり（注）、一般論として、船舶遭難や航空機遭難と同様の遺言作成の緊急性があるとまではいい難い場合もあるものと思われる。そのため、「山岳における遭難」については、個別具体の事案において、「天災その他避けることのできない事変」と評価できる場合についてはこれに含まれ得ると整理することが考えられるところ、本文の（注2）では、そのような考え方について、引き続き検討するものとする旨記載している。

（注）警察庁作成の「令和5年における山岳遭難の概況等（統計データ）」によると、令和

5年における山岳遭難の発生件数は3126件、遭難者数は3568人であり、そのうち死者・行方不明者は335人であった。

態様別人数をみると、道迷い（1204人）、滑落（617人）、転倒（604人）、病気（308人）、疲労（324人）、転落（112人）、悪天候（37人）、野生動物襲撃（45人）、落石（21人）、雪崩（20人）、落雷（1人）、有毒ガス（1人）、その他（170人）、不明（104人）であった。

3 一般隔絶地遺言について

(1) 一般隔絶地遺言を作成することができる場面については、現行規定では、「伝染病のため行政処分によって交通を断たれた場所に在る者」（第977条）と規定されている。そもそも、一般隔絶地遺言は、遺言の作成に公証人の関与を求めることができないため、公正証書遺言や秘密証書遺言の作成が困難な場面において認められる特別の方式であるところ、「伝染病のため行政処分によって交通を断たれた場所に在る者」とは、解釈上、伝染病に限らず、一般社会との交通が事実上又は法律上自由に行い得ない場所にある者全てを含むとされている。

(2) そのため、本文1(2)では、現行の文言（伝染病のため行政処分によって交通を断たれた場所に在る者）に限らず、一般社会との交通が事実上又は法律上自由に行い得ない場所に在る者全てを含むことを条文上明らかにすると
の考え方について、引き続き検討するものとしている。

4 死亡危急時遺言及び在船者遺言について

(1) 死亡危急時遺言を作成することができる場面については、現行規定では、「疾病その他の事由によって死亡の危急に迫った者」（第976条）と規定されているところ、「死亡の危急に迫った」ことは、原因のいかんを問わず、必ずしも客観的なものである必要はなく、遺言者が、自己の死亡の危急が迫っているものと自覚するなど主観的に存すればよいと解されている。

また、在船者遺言については、現行規定では「船舶中に在る者」（第978条）と規定されているところ、航行中であると港湾に碇泊中であることを問わないと解されている。

死亡危急時遺言及び在船者遺言については、前記の船舶遭難者遺言及び一般隔絶地遺言とは異なり、あえて現行規定の解釈を明文化する必要があるとまではいい難いと思われる。また、特に死亡危急時遺言については、「死亡の危急に迫った者」であれば、その原因や状況を問わず作成が可能であるなど比較的作成することができる場面が広範であるところ、前記1記載のとおり、特別の方式の遺言の作成が認められる場面については、一般に普通

の方式（現行規定のみならず、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式を含む。）を遵守して作成し得ないと考えられる場面に限定することが相当であると思われることを踏まえると、死亡危急時遺言を作成することができる場面を現行規定から拡張することは相当とはいいい難いとも思われる。

(2) そのため、本文 1 (3)では、死亡危急時遺言及び在船者遺言における遺言を作成することができる場面に関する規律については、現行法の規律を維持するものとしている。

2 作成方法の規律

(1) 現行法の規律について

現行法の規定については、維持するものとする（注 1）。

（注 1）特別の方式の遺言における押印要件（民法第 976 条第 1 項、第 979 条第 3 項、第 980 条及び第 982 条により準用される第 968 条第 3 項）については、自筆証書遺言における押印要件の在り方を踏まえて検討するものとする。

(2) 死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式について

死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言については、普通の方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の在り方についての検討を踏まえつつ、次の案に基づく規律を新たに 1 つ又は複数設けることについて、引き続き検討するものとする（注 2）（注 3）（注 4）（注 5）（注 6）。

（注 2）死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言についての各案においては、遺言者の指示を受けた他人（証人等）が、録音・録画によって電磁的記録に記録することも許容されることを前提としている。

（注 3）死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言についての各案における証人については、ウェブ会議の方法により立ち会うことができるものとすることが考えられる。

（注 4）遺言者若しくは証人が口がきけないとき又は耳が聞こえないときは、通訳人の通訳により口授等すること又は遺言者若しくは証人が入力する文字情報を電子計算機を用いて同時に音声に変換することにより、口授等に代えるものとすることが考えられる。

（注 5）死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言についての各案においては、現行規定と同様に、家庭裁判所における確認の手続を要するものとし、また、遺言者が普通の方式によって遺言をすることができるようになった時から 6 か月間生存するときは、その効力を生じないものとする。

（注 6）船舶遭難者遺言については、前記第 4 の 1 (1)記載のとおり、作成すること

ができる場面を船舶遭難に限らないものとして規律を明確化することが考えられる。この場合、証人の立会いが困難であったり、通信環境が不十分であったりする場面も想定されることから、証人の立会いを不要とすることなども含めより簡便な方式の規律を設けるなど、更なる検討を要するとの考え方があるところ、適切に真意性・真正性の担保等を図ることができる方式とすることが相当とも考えられることから、デジタル技術を活用した新たな方式の在り方について引き続き検討する必要がある。

ア 死亡危急時遺言

【甲案】遺言の全文等が文字情報として記録された電磁的記録によって遺言することとし、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式

- ① 証人 1 人以上の立会いがあること。
- ② 遺言者が、証人に遺言の趣旨を口授し、その口授を受けた証人が、電磁的記録に遺言の趣旨、日付並びに遺言者及び証人の氏名を記録し、これを遺言者に読み聞かせ又は閲覧させること。
- ③ 遺言者が、②の記録が正確なことを承認すること。
- ④ 遺言者が、②③の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること。

【乙案】遺言の全文等が文字情報として記載された書面によって遺言することとし、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式

- ① 証人 1 人以上の立会いがあること。
- ② 遺言者が、証人に遺言の趣旨を口授し、その口授を受けた証人が、遺言の趣旨、日付並びに遺言者及び証人の氏名を筆記して、遺言者に読み聞かせ又は閲覧させること。
- ③ 遺言者が、②の筆記が正確なことを承認すること。
- ④ 遺言者が、②③の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること。

【丙案】遺言の全内容が録音・録画された電磁的記録によって遺言することとし、証人の立会いを要件とする方式

- ① 証人 1 人以上の立会いがあること。
- ② 遺言者が、遺言の趣旨を口述すること。
- ③ 証人が、自己の氏名を口述すること。
- ④ 遺言者が、②③の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること。
- ⑤ 遺言者が、再生された④の電磁的記録を閲覧してその内容が正確なことを承認した旨口述すること。

- ⑥ 遺言者が、⑤の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること。

イ 船舶遭難者遺言

【甲案】遺言の全文等が文字情報として記録された電磁的記録によって遺言することとし、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式

- ① 証人１人以上の立会いがあること。
② 遺言者が、口頭で遺言すること。
③ 遺言者が、②の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること。
④ 証人が、電磁的記録にその遺言の趣旨、日付並びに遺言者及び証人の氏名を記録すること。

【乙案】遺言の全文が文字情報として記載された書面によって遺言することとし、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式

- ① 証人１人以上の立会いがあること。
② 遺言者が、口頭で遺言すること。
③ 遺言者が、②の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること。
④ 証人が、遺言の趣旨、日付並びに遺言者及び証人の氏名を筆記すること。

【丙案】遺言の全内容が録音・録画された電磁的記録によって遺言することとし、証人の立会いを要件とする方式

- ① 証人１人以上の立会いがあること。
② 遺言者が、口頭で遺言すること。
③ 証人が、自己の氏名を口述すること。
④ 遺言者が、②③の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること。

(3) 一般隔離地遺言及び在船者遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式について

一般隔離地遺言及び在船者遺言については、デジタル技術を活用した新たな方式を設けないものとする。ことについて、引き続き検討することとする。

(補足説明)

1 現行法の規律について

- (1) 特別の方式の遺言の方式要件については、特別な事情の下においては民

法の要求する普通的方式を遵守して作成することができない場合があることを踏まえ、例外的に、普通的方式に要求される厳格な要式性が緩和されている。

(2) このうち、危急時遺言（死亡危急時遺言、船舶遭難者遺言）は、いずれも死亡の危急に迫った者が作成できる遺言であるところ、死亡危急時遺言は、死亡の危急に迫った者に普通的方式の遵守を期待することができないことを踏まえ、普通的方式よりも方式要件を緩和することとされており、船舶遭難者遺言においては、死亡危急時遺言の方式要件の遵守すらも期待することができないことから、さらに方式要件を緩和することとされている。

そして、危急時遺言（死亡危急時遺言、船舶遭難者遺言）の現行規定においては、遺言の趣旨の「口授を受けた者が、これを筆記し」（第976条第1項）又は「証人が、その趣旨を筆記し」（第979条第3項）と規定されているところ、このような遺言者以外の者が遺言の趣旨を筆記するという方法は、ややもすると遺言者の真意が正しく表示されないおそれがあることから、現行規定では、遺言一般について要求される検認（第1004条）のほかに、家庭裁判所による確認の審判が必要であるとされている（第976条第4項、第979条第3項）。

このような現行規定の在り方については、これまでの部会において、特に死亡危急時遺言を中心として、遺言者が遺言書を承認した痕跡が遺言書に残らないことに加え、確認の審判の実務では、遺言者の真意に基づくものであるとの一応の心証が得られれば確認の審判がされる場合が多く、真意に基づくものであることの確認の機能を十分には果たしていないなど、真意性の確保がかなり後退しており、遺言者の権利が害されるような方式になっていることから、遺言者の権利を守るためにも、現行規定を修正すべきとの意見や、証人3人のうち1人についてその資格を医師に限定するなど、第三者的な視点を入れなければ、証人らによる口裏合わせのリスクが解消されないのではないかとの意見もあった。

一方で、特別の方式の遺言は、普通的方式の遺言と異なり、時間的余裕のない状況下において、事前に作成方法を入念に確認することもできないままに作成されることが想定されるところ、現行規定の改正によって従前の方式要件に従って作成した遺言が無効となることとされた場合には、法改正を知らない者が遺言を作成した場合、その多くが無効とされてしまうことになりかねないことから、現行規定の改正については、経過措置の在り方も含めて、慎重な検討を要するとの意見もあった。

以上のような意見を踏まえても、遺言者が必ずしもデジタル技術を利用することができるとは限らないため、デジタル技術を活用した新たな遺言

の方式を設けることとした場合であっても、デジタル技術を用いずとも遺言の作成が可能である現行規定の在り方を存置する必要性は否定できないとも考えられる。

(3) また、隔絶地遺言（一般隔絶地遺言及び在船者遺言）は、交通を遮断されている者や在船中の者といった遺言の作成に公証人の関与を求めることができない場面において、公正証書遺言や秘密証書遺言に代わるものとして作成が認められたものであるところ、これまでの部会において、隔絶地遺言の作成方法について特段の意見はなかった。

(4) 以上を踏まえ、本文2(1)では、特別の方式の遺言の作成方法に関する現行の規定については、維持するものとしている。

もっとも、現行規定における押印要件（第976条第1項、第979条第3項、第980条及び第982条により準用される第968条第3項）については、自筆証書遺言及び秘密証書遺言における押印要件の在り方を踏まえて検討することが考えられることから、その旨を本文の（注1）で記載している。

2 死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の在り方について

(1) 死亡危急時遺言については、現行規定において、遺言の趣旨の口授を受けた証人が「筆記」として規定されているところ、筆記は肉筆である必要はなく、タイプライターで打たれたものでもよいと解釈されていることから、現行規定を前提としても、ワープロソフト等のデジタル技術を用いることができると考えられる。もっとも、デジタル技術を更に活用することで、死亡危急時遺言の作成過程を記録化することが可能であり、証人の人数要件を緩和することや一定程度の真意性を確保することのできる在り方を新たに設けることも可能となると考えられる。

また、船舶遭難者遺言については、現行規定において、証人が遺言の趣旨を記載した書面を作成することとされているところ、遺言者のみならず証人も船舶遭難中であり、遺言書作成前に証人が死亡する可能性も否定できないことに加え、仮に船舶内において証人が遺言書を作成した場合であっても、当該遺言書が船舶もろとも滅失する可能性も否定できない。また、大規模自然災害や戦乱等の場合にあっても、証人は遺言者と同様に被災しているため、証人が死亡する可能性や遺言書が滅失する可能性も否定できない。このような場面においては、通信環境が整った状況下でデジタル技術を用いることで、遺言者又は遠隔地にいる者のデジタル機器内等に遺言を保存するなど、確実に遺言を保存する在り方を設けることが可能となるもの

と考えられる。

- (2) もっとも、死亡危急時遺言は死亡の危急に迫った者が普通の方式の方式要件を遵守することが期待できないことに鑑みた方式であり、船舶遭難者遺言は、船舶遭難中の者が、普通の方式の方式要件のみならず死亡危急時遺言の方式要件すら遵守することが期待できないことに鑑みた方式であるといった現行規定の位置付けを踏まえると、普通方式の遺言の作成が可能な場合にあっては、原則として普通の方式の遺言を作成すべきであって、特別の方式の遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式を設ける場合においても、普通の方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の検討を踏まえる必要があるものと思われる。

また、上記特別の方式の遺言の現行規定の位置付けを踏まえると、遺言作成に当たっては、真意性・真正性が担保された普通の方式によって作成されることが望ましいと考えられ、遺言制度を一層利用しやすいものとするための検討は、あくまで普通の方式において検討されるべきものであり、特別の方式においてデジタル技術を活用した新たな遺言の方式を設ける趣旨は、真意性・真正性の担保を図るとともに、現行法の規律では遺言自体が滅失する可能性のある場面においても遺言の保存を可能とすることにあると考えられる。加えて、特別の方式の遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式を設ける場合においては、新たに複数の方式を設けることも考えられる。

- (3) そこで、本文2(2)では、特別の方式の遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の案として、死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言のそれぞれにつき、3つの案を提示するとともに、普通の方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の在り方についての検討を踏まえつつ、各案に基づく規律を新たに1つ又は複数設けることについて、引き続き検討するものとしている。

3 死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言における【甲案】、【乙案】及び【丙案】について

(1) 概要

ア 活用するデジタル技術について

死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言においては、死亡の危急に迫られている状況下において、限られた時間内で作成することになると考えられることから、遺言作成を希望する者が、死亡の危急に迫られている状況下においても比較的容易に遺言を作成できるようにするため、現時点において、広く社会に普及しており、かつ比較的デジタル機器に対する知識

が乏しい者であっても容易に操作が可能なデジタル機器を用いることが望ましいと考えられ、かつ、かかるデジタル機器に通常搭載されていない機能を前提とした方式は相当ではないものと思われる。そのため、各案においては、スマートフォン、パソコン又はデジタルカメラといった社会に
5 広く普及しているデジタル機器に通常搭載されている機能であり、かつ比較的簡単な操作で行うことのできる録音・録画を用いた方法を用いることとしており、特定のアプリケーションソフトをダウンロードして用いることを想定していない。

また、各案の本文では遺言者がデジタル機器を用いて録音・録画によって記録することとしているが、必ずしも遺言者自身によってされる必要
10 はなく、遺言者の指示を受けた証人等の第三者が記録するものでも許容されることを前提としているため、その旨を本文の（注2）で記載している。

イ 確認の手續について

前記1(2)記載のとおり、特別の方式による遺言のうち、特に危急時遺言は、普通の方式に要求される厳格な要式性が緩和されているところ、遺言者の真意が正しく表示されないおそれがあることを踏まえ、遺言一般について要求される検認のほかに、家庭裁判所による確認の審判が必要であるとされている（第976条第4項、第979条第3項）。また、特別
20 の方式による遺言は、厳格な方式が要求される遺言においては例外的なものであり、遺言者が生存しているにもかかわらずこの方式による遺言を有効としておくことは、後日紛争をもたらすおそれがあるため、遺言者が普通方式による遺言をなしうるようになってから6か月間生存するときは失効するものとされている（第983条）。

普通の方式に要求される厳格な要式性が緩和されている点や、遺言者の真意が正しく表示されないおそれ及び後日紛争をもたらすおそれがあることは、死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言における【甲案】、【乙案】及び【丙案】についても異なるところはないことから、各案においても、現行法と同様、確認手續が必要であることとするとともに、6か月間生存した場合には失効することとしており、その旨を本文の（注5）で記載
30 している。

ウ 証人について

証人要件については、死亡の危急に迫られている状況下において作成される死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言においては、証人を手配することが困難であったり、通信環境が不十分であったりする場面も想定されることから、証人の立会いを不要とした方式を検討すべきとの指摘も
35

あった。確かに、死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言の作成場面においては、証人の確保が困難な場面も想定できるものの、現時点において広く社会に普及しているデジタル機器には、電磁的記録の作成者が誰であることを明らかにする機能や電磁的記録の改変防止機能が搭載されているとは限らないため、証人の立会いを不要とした場合には、真意性・真正性を担保する手段に乏しいと考えられる。そのため、仮に証人要件を撤廃した場合には、真実は遺言が作成されていなかったにもかかわらず、親族が自己に有利な遺言があったかのように電磁的記録を偽造することや、親族が作成された遺言の一部を自己に有利な内容に変造する可能性も排除することができない上、事後的に作成者が遺言者自身であること及び作成後の改変がないことを立証することが困難になるとも考えられる。その結果として、真実は遺言者の真意に基づく死亡危急時遺言又は船舶遭難者遺言であった場合であっても、容易に偽造・変造が可能な方式であることを理由として真意性に疑義を持たれる事態となることも考えられ、遺言自体は簡便に作成することができても、その内容を実現することが困難となり、かえってこれらの遺言を利用しにくいものとなるおそれもある。そこで、かかる指摘に対しては、下記のとおりウェブ会議の方法による証人の立会いを可能とすることで対応することとし、証人の立会いを必要とすることとしている。もっとも、将来的に、電磁的記録の作成者が誰であることを明らかにする機能や電磁的記録の改変防止機能が搭載されたデジタル機器が広く社会に普及する可能性も否定できないことから、(注6)では、証人の立会いの要否も含め、デジタル技術を活用した新たな方式の在り方について引き続き検討する必要がある旨記載している。

一方で、証人の人数要件については、特別の方式の遺言は普通の方式の遺言と異なり、危急時遺言の場合は遺言の日から20日以内に(第976条第4項)、船舶遭難者遺言の場合は遅滞なく(第979条第3項)、家庭裁判所に請求して確認の手続を経る必要があり、家庭裁判所において比較的記憶が鮮明な状態にあることが期待できる証人を取り調べるのが可能である上、遺言者が口授する状況等が撮影された録音・録画の提出を求め、その記録された内容を取り調べるのが可能であることから、証人の立会い人数が1人であったとしても、最低限度の真意性・真正性を担保し得ると思われる。そのため、証人の人数要件については、現行規定と同様に確認の手続を要することとするを前提に、各案のいずれについても、現行規定よりも緩和することとしている(注1)(注2)。

さらに、死亡の危急に迫られている状況下においては、周囲に証人となることのできる者がいるとは限らないことから、証人の立会いは、現に遺

言者の周囲に存する場合のみならず、ウェブ会議の方法による場合も含むものとしており、その旨本文の（注3）で記載している。この場合における録音・録画は、ウェブ会議の様子を録音・録画することを想定している。

5 エ 証人の署名・押印について

死亡の危急に迫られている状況下において作成される死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言においては、遺言者本人の署名・押印は要求されていないものの、証人全員が署名・押印することが要件とされている（第976条1項後段、第979条第3項）。死亡危急時遺言において証人全員の署名・押印が要求される趣旨は、筆記の正確なことを証明することにあるとされるところ、死亡危急時遺言の作成は証人の署名・押印をもって終わるとされていることに照らすと、証人の署名・押印には、死亡危急時遺言が完成したこと及び当該遺言作成に立ち会った証人が誰であることを証明する機能も有しているものと考えられる。また、このような遺言が完成した10 15 こと及び当該遺言作成に立ち会った証人が誰であることを証明する機能は、船舶遭難者遺言における証人の署名・押印においても同様と思われる。

【甲案】、【乙案】及び【丙案】については、上記ア記載のとおり録音・録画を用いることとしており、死亡危急時遺言における筆記の正確なことの証明や、死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言が完成したことを証明20 する機能は、録音・録画によって代替できると思われる上、立ち会った証人が誰であるかについては、当該録音・録画において証人の姿態を撮影することや証人の氏名の記名で代替できるものとも考えられる。そのため、【甲案】、【乙案】及び【丙案】のいずれにおいても、証人の署名・押印は不要としている。

25 オ 電磁的記録の保管者及び確認手続の対象となる電磁的記録について

特別の方式の遺言については、その状況も様々であることから、誰がデジタル機器を使用するかを定めることは相当ではないと考えられることを踏まえ、電磁的記録の保管者は、遺言者と他の者（証人等）とを問わないものとしている（注3）。

また、仮に遺言者において遺言の全内容が録音・録画された電磁的記録を作成し、これを遠隔地にいる証人に送付した場合には、当該電磁的記録は、遺言者及び証人の所持するデジタル機器にそれぞれ保存されることとなり、複数の電磁的記録が存在することが想定される。そのため、確認手続の対象となる電磁的記録については、保管者が誰であるかは問わず、35 確認手続に提出された電磁的記録が、確認対象となることを想定している。

カ ロがきけない者や耳が聞こえない者についての特則について

現行規定では、死亡危急時遺言におけるロがきけない者についての特則（第976条第2項）及び耳が聞こえない者についての特則（第976条第3項）や、船舶遭難者遺言におけるロがきけない者についての特則（第979条第2項）が規定されており、通訳人の通訳により口授等に代

えることができるものとされている。
各案については、通訳人の通訳のほか、ロがきけない者については、遺言者又は証人が入力する文字情報を電子計算機を用いて同時に音声に変換することにより、口述等に代えるものとすることが考えられることから、その旨を本文の（注4）で記載している。

（注1） 特別の方式の遺言についても、証人の欠格事由が規定された第974条が適用されるため、未成年者、遺言者の推定相続人及び受遺者並びにこれらの配偶者及び直系血族については、証人となることができないこととされている。もっとも、公正証書遺言の作成において民法上要求される証人の立会いがあった場合、たまたま証人となることができない者が同席していたとしても、この者によって遺言の内容が左右されたり、遺言者が自己の真意に基づいて遺言をすることを妨げられたりするなどの特段の事情のない限り、当該公正証書遺言の作成手続を違法ということはできないとした判例（最判平成13年3月27日家月53巻10号98頁）や、欠格者が立ち会っていたとしても、法定数の資格ある証人が立ち会っているのであれば、有効な遺言であると判断した裁判例（大阪高決昭和37年5月11日家月14巻11号119頁）もある。

（注2） 第974条を特別の方式について準用することについては、立法当時議論があり、第192回法典調査会において、死亡の危急に際して遺言をするのは推定相続人、受遺者、親族又は配偶者に対してであり、これらの者を無資格とすれば特別の方式の遺言は行われなくなるため、準用すべきでないとの意見もあった。これに対しては、起草者の一人である穂積陳重委員から、親族は遺言に利害関係を有する者であり、遺言を改変して自己に有利な遺言を作出するおそれがあることから、親族を証人としてこそ最も禁じなければならない旨の意見が出され、かかる意見に基づき、現行規定が設けられた。

（注3） 一般論として、船舶遭難者遺言については、証人も死亡の危急に迫っている者であることが想定される一方で、死亡危急時遺言については、通常は証人は死亡の危急に迫っている者であるとはいえないことを踏まえ、電磁的記録の保管者については、船舶遭難者遺言については保管者を限定しないとした上で、死亡危急時遺言については保管者を証人に限定するといった在り方も考えられる。

(2) 死亡危急時遺言について

ア 【甲案】について

死亡危急時遺言における【甲案】は、遺言の全文等が文字情報として記録された電磁的記録によって遺言することとし、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式である。

具体的な作成過程としては、①証人1人及び録音・録画をするためのデジタル機器を準備した上、②遺言者が証人に対して遺言の趣旨を述べ、それを証人がパソコンのワープロソフト等を用いて、遺言者の述べた遺言の趣旨、日付並びに遺言者の氏名と証人の氏名を入力した後、その入力した内容を証人が読み上げて遺言者に聞かせるか、パソコン等の画面に表示して遺言者に閲覧させ、③遺言者が、その入力内容が自己の遺言の内容を正確に記録したものであると述べ、かつ④遺言者又は遺言者の指示を受けた証人等のいずれかが②③の状況を録音・録画するといった過程を想定している。

【甲案】は、概ね現行規定の作成過程を踏襲するものであるが、現行規定と比較すると、成立する遺言が書面ではなく、電磁的記録であることに加え、一連の作成過程を録音・録画することを方式要件とすることに伴い、証人の人数要件が緩和されるとともに、ウェブ会議の方法を用いた証人の立会いが可能となり、かつ証人の署名・押印を不要としている。

イ 【乙案】について

死亡危急時遺言における【乙案】は、遺言の全文等が記載された書面によって遺言することとし、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式である。

具体的な作成過程としては、①証人1人及び録音・録画をするためのデジタル機器を準備した上、②遺言者が証人に対して遺言の趣旨を述べ、証人が、遺言者の述べた遺言の趣旨、日付並びに遺言者の氏名と証人の氏名を、パソコンのワープロソフト等を用いて入力してプリントアウトするか、手書きで書面に記載した後、その書面を、証人が読み上げて遺言者に聞かせるか、遺言者に閲覧させ、③遺言者が、その記載内容が自己の遺言の内容を正確に記録したものであると述べ、かつ④遺言者又は遺言者の指示を受けた証人等のいずれかが②③の状況を録音・録画するといった過程を想定している。

【乙案】は、概ね現行規定の作成過程を踏襲するものであり、ウェブ会議の方法による証人の立会いの場合においては、証人が遺言の趣旨が記載された書面を読み上げる又は通話中の映像に撮影させることにより関

覧させることができると考えられる。そのため、現行規定と比較すると、一連の作成過程を録音・録画することを方式要件とすることに伴い、証人の人数要件が緩和されるとともに、ウェブ会議の方法を用いた証人の立会いが可能となり、かつ証人の署名・押印が不要となるものと考えられる。

【甲案】と【乙案】は、完成した遺言が電磁的記録であるか書面であるかが異なるものの、その作成過程はほぼ同じである。

なお、【甲案】及び【乙案】については、録音・録画によって記録された遺言者の口頭の遺言と、証人が作成した遺言の趣旨が記載された電磁的記録又は書面とで、その内容が異なっていた場合にはどのように考えるかについて、検討が必要となると思われる。

ウ 【丙案】について

死亡危急時遺言における【丙案】は、遺言の全内容が録音・録画された電磁的記録によって遺言することとし、証人の立会いを要件とする方式である。

具体的な作成過程としては、①証人1人及び録音・録画をするためのデジタル機器を準備した上、②遺言者が遺言の趣旨を述べた後に③証人が自己の氏名を述べるとともに、④遺言者又は遺言者の指示を受けた証人等のいずれかが②③の状況を録音・録画し、その後、⑤④の録音・録画を再生して遺言者が内容を確認し、録音・録画の内容が自己の遺言の内容を正確に記録したものであると述べ、かつ⑥遺言者又は遺言者の指示を受けた証人等のいずれかが⑤の状況を録音・録画するといった過程を想定している。

【丙案】は、遺言者が述べた遺言の趣旨を証人が筆記する過程がなく、遺言者が口頭で述べた内容がそのまま遺言となる点で、現行規定の在り方と異なるものであり、遺言者が述べた遺言の趣旨をより正確に記録することが可能であるとも考えられる。

また、死亡危急時遺言においては、証人が遺言の趣旨を記録した後、遺言者にその記録内容を閲覧させ、又は読み聞かせることとされていることを踏まえ、【丙案】では、遺言の趣旨が録音・録画された電磁的記録と、同電磁的記録を再生して内容を確認している状況が録音・録画された電磁的記録を作成することが必要となることとしているため、【甲案】及び【乙案】と異なり、録音・録画された電磁的記録が2つ必要となる。

なお、【丙案】は、遺言の全内容が録音・録画された電磁的記録が遺言となるため、一覧性及び可読性がなく、円滑かつ迅速な執行が困難になるおそれが否定できない。そのため、円滑な執行の確保の観点から、遺言そのものは①ないし⑥の手続を履践することで成立するとしつつ、確認手

続の際には、④と⑥の録音・録画に係る電磁的記録の内容を文字起こしした文書も併せて提出することとする在り方も考えられる。

もともと、【丙案】に対しては、死亡の危急に迫った遺言者が、必ずしも遺言の趣旨を整理して口授できるとは限らないと思われることから、遺言の趣旨が録音・録画された電磁的記録の記録内容を再生して確認することは、比較的遺言の趣旨が整理されていることが期待でき、かつ可読性のある電磁的記録の記録内容や書面の記載を確認する場合に比して、死亡の危急に迫った遺言者の負担が大きいとも思われる。また、遺言の趣旨が録音・録画された電磁的記録の記録内容を再生して確認している際に訂正があった場合の遺言内容の訂正の在り方についても検討する必要があると思われる。

(3) 船舶遭難者遺言について

ア 【甲案】について

船舶遭難者遺言における【甲案】は、遺言の全文等が文字情報として記録された電磁的記録によって遺言することとし、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式である。

具体的な作成過程としては、①証人1人及び録音・録画をするためのデジタル機器を準備した上、②遺言者が遺言を述べ、③その状況を録音・録画し、④その後に証人が、ワープロソフト等を用いて遺言の趣旨、日付並びに遺言者及び証人の氏名を記録するといった過程を想定している。

【甲案】は、概ね現行規定の作成過程を踏襲するものであるが、現行規定と比較すると、成立する遺言が書面ではなく、電磁的記録であることに加え、一連の作成過程を録音・録画することを方式要件とすることに伴い、証人の人数要件が緩和されるとともに、ウェブ会議の方法を用いた証人の立会いが可能となり、かつ証人の署名・押印を不要としている。

イ 【乙案】について

船舶遭難者遺言における【乙案】は、遺言の全文等が記載された書面によって遺言することとし、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式である。

具体的な作成過程としては、①証人1人及び録音・録画をするためのデジタル機器を準備した上、②遺言者が遺言を述べ、③その状況を録音・録画し、④その後に証人が、遺言の趣旨、日付並びに遺言者及び証人の氏名につき、ワープロソフト等を用いて入力してプリントアウトするか、手書きで書面に記載するといった過程を想定している。

【乙案】は、概ね現行規定の作成過程を踏襲するものであるが、現行規定と比較すると、一連の作成過程を録音・録画することを方式要件とする

ことに伴い、証人の人数要件が緩和されるとともに、ウェブ会議の方法を用いた証人の立会いが可能となり、かつ証人の署名・押印を不要としている。

【甲案】と【乙案】は、完成した遺言が電磁的記録であるか書面であるかが異なるものの、その作成過程はほぼ同じである。

ウ 【丙案】について

船舶遭難者遺言における【丙案】は、遺言の全内容が録音・録画された電磁的記録によって遺言することとし、証人の立会いを要件とする方式である。

具体的な作成過程としては、①証人1人及び録音・録画をするためのデジタル機器を準備した上、②遺言者が遺言を述べ、③証人が自己の氏名を述べ、④②と③の状況を録音・録画するといった過程を想定している。

【丙案】は、遺言者が述べた遺言の趣旨を証人が筆記する過程がなく、遺言者が口頭で述べた内容がそのまま遺言となる点で、現行規定の在り方と異なるものである。

また、【丙案】においては、証人が記録又は記載するものがないことから、【甲案】及び【乙案】と異なり、証人が自己の氏名を述べ、その状況を録音・録画することを要件としている。

なお、【丙案】は、死亡危急時遺言における丙案と同様、遺言の全内容が録音・録画された電磁的記録が遺言となるため、一覧性及び可読性がなく、円滑かつ迅速な執行が困難になるおそれが否定できない。そのため、円滑な執行の確保の観点から、遺言そのものは①ないし④の手続を履践することで成立するとしつつ、証人又は利害関係人の請求に基づく確認手続の際には、請求者が④の録音・録画された電磁的記録の内容を文字起こしした文書も併せて提出することとする在り方も考えられる。もっとも、【丙案】において、確認手続の際に④の録音・録画された電磁的記録の内容を文字起こしした文書も併せて提出することとした場合にあっては、実質的に【甲案】及び【乙案】と異なるところはないため、【甲案】又は【乙案】を新たに設けた場合においては、あえて【丙案】を設ける必要性に乏しいとの指摘も考えられる。

4 一般隔絶地遺言及び在船者遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式について

- (1) 現行規定において、一般隔絶地遺言については「警察官一人及び証人一人以上の立会いをもって遺言書を作ることができる」（第977条）と規定され、在船者遺言については「船長又は事務員一人及び証人二人以上の立会いをもって遺言書を作ることができる」（第978条）と規定されて

おり、さらに、遺言者、筆者、立会人及び証人の署名・押印が必要とされている（第980条）ところ、一般に、遺言書は遺言者自身を書いてよいし、他人に書いてもらってもよいと解されていることからすると、現行規定を前提としても、ワープロソフトを用いるなど、一定程度デジタル技術を活用することができると考えられる。

- (2) 部会において、特に一般隔離地遺言については、伝染病等によって一般社会との交通が事実上又は法律上自由に行い得ない場所に在る者は、パソコンやプリンター等のデジタル機器を所持しているとは限らないため、スマートフォン等多くの者が所持しているデジタル機器のみを使用して作成できる方式を検討する必要があるとの指摘があった。

しかし、そもそも一般隔離地遺言及び在船者遺言は、自筆証書遺言を作成することが可能であるにもかかわらず、公正証書遺言又は秘密証書遺言の作成が困難であることを踏まえて、これらの遺言の代わりに作成を認められた方式であり、警察官や船長といった中立性の期待できる第三者の関与が必須とされている点で死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言に比してより真意性が確保される方式として民法上位置付けられていると考えられる。このような民法上の位置付けを踏まえると、一般隔離地遺言及び在船者遺言における方式要件の在り方については、死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言とは異なり、公証人の関与が期待できるか否かといった観点からも検討が必要と思われるところ、一般論として、一般隔離地遺言及び在船者遺言については「死亡の危急に迫っている」ことが方式要件とされておらず、死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言に比して遺言作成の切迫性は高いとは限らないことや、公正証書に係る一連の手続のデジタル化により、公証人が相当と認めた場合にはウェブ会議の方法を利用した公正証書遺言の作成が認められることとされたことを踏まえると、スマートフォン等のデジタル機器を所持している場合には、ウェブ会議の方法を利用した公証人の関与が期待できないとはいえず、公証人への相談や機材の手配依頼等を通じて公正証書遺言の作成を試みることが望ましいと考えられ、あえて一般隔離地遺言及び在船者遺言にデジタル技術を活用した新たな遺言の方式を設ける必要性は乏しいとも考えられる。

(3) そこで、本文2(3)では、一般隔離地遺言及び在船者遺言については、デジタル技術を活用した新たな規律を設けないものとするについて、引き続き検討することとしている。

第5 その他

1 遺言能力について、新たな規律を設けないものとする。

2 遺言事項として記載された内容の明確性を確保することについて、特段の規律を設けないものとする。

3 民法第973条（成年被後見人の遺言）について、自筆証書遺言における押印要件の在り方や成年後見制度の見直しにおける議論等を踏まえて検討する。

（補足説明）

1 概要

遺言者の最終意思を実現するとの観点からは、遺言能力（ここでは、遺言者が遺言事項を具体的に決定し、その法律効果を弁識するに必要な判断能力をいう。）及び遺言事項として記載された内容の明確性を確保すること（処分行為に該当するか否か、対象財産が何かが明らかでないなどの不明確な記載の防止）について何らかの規律を設ける必要があるか、第973条（成年被後見人の遺言）について規律の見直しをする必要があるかが問題となる。

2 遺言能力

高齢社会の進展とともに、認知症等で判断能力が不十分な高齢者がした遺言について遺言能力の有無が争われる事案が多いため、このような紛争を防止する観点から、遺言能力を担保する手当等があれば望ましいとの指摘がある。

もっとも、この点を担保することに資する確かなデジタル技術も現時点では見当たらず、部会においても具体的な規律の内容に関する意見はなかった。

以上を踏まえると、遺言能力について、第963条等に加え、新たな規律を設けて担保等することは困難であり、公証人において遺言者の遺言能力についても確認することとされている公正証書遺言との棲み分けの問題や方式要件の問題に含めて考えることが相当とも思われるため、本文ではその旨提案している。

3 遺言事項として記載された内容の明確性の確保

自筆証書遺言の場合、処分行為に該当するか否かや、対象財産が何かが明らかでないなどの不明確な記載など、遺言の趣旨が判然としないために無効と判断され、遺言が実現されないことがあるため、それを防止する必要があるのではないかと指摘がある。

この点については、例えばウェブサイト上でフォーマットを用い、相続財産、推定相続人、受遺者、遺言執行者、相続分の指定、遺贈等の記載事項につき、項目化・フォーマット化して入力することとし、入力に漏れがある場合にはそ

の旨の表示がされるなどすれば、遺言の作成が容易となる上、遺言事項の内容が明確となり、不明確な記載を一定程度防止することが可能とも考えられる。

また、部会では、そもそもこの点については遺言の方式要件の問題として考えるのではなく、例えば法務省のホームページで遺言事項の文例を示すことなどにより、遺言の書き方（文例）が分からない利用者に対応することも考えられるとの指摘があった。また、本文第1の1のように、全文等の入力方法を問わないとすると、フォーマットを用いて入力することも排除されず、遺言者によっては民間事業者のサービスで提供されるフォーマットを用いて入力することもあると考えられ、その限度で不明確な記載は防止されるとも考えられる。

以上を踏まえると、遺言事項として記載された内容の明確性を担保する方策については、特段の規律を設けないことが考えられるため、本文ではその旨提案している。

4 成年被後見人の遺言

(1) 問題点

第973条は、成年被後見人が事理を弁識する能力を一時回復した時において遺言をするには、医師二人以上の立会いがなければならず、遺言に立ち会った医師は、遺言者が遺言をする時において精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状態になかった旨を遺言書に付記して、これに署名し、押印しなければならない旨規定する。この趣旨は、遺言者が遺言をする時においてその能力を有しない場合にはその遺言は無効となる（第963条）ところ、成年被後見人は、「事理を弁識する能力を欠く常況にある者」であるものの、能力を回復した場合においては、同人に遺言をすることを認めることが同人にとって有益であることから、一定の要件を満たした場合には遺言をすることができるとしたものである。

もっとも、この点については、実務上、成年被後見人が遺言をするに際し、医師二人以上の立会いを求めるのは困難であるとの指摘がある。

(2) 本文3の内容

現行の成年後見制度の下においては、成年被後見人は、事理を弁識する能力を欠く常況にある者として後見開始の審判を受けた者であり、同人が遺言をするときに当該能力を回復しているか否かの判断について慎重な検討が求められることに加え、成年被後見人が当該能力を回復した時に遺言をしたか否かの紛争を防止する必要があると考えられることからすると、医師二人以上の立会いを要することはやむを得ないとも考えられる。他方で、成年被後見人の自己決定等を尊重する観点から、当該能力を回復した成年

被後見人が遺言をするに当たっての制約をできるだけなくすべきとの指摘もある。

この点、成年後見制度については、令和6年4月以降、本部会と並行して開催されている法制審議会民法（成年後見等関係）部会において、その見直しについての調査審議が行われており、「法定後見制度に関するその他の検討事項」の項目内において、成年後見制度の見直しに伴う成年被後見人の遺言に関する規律の見直しの要否についても検討事項とされている（注）。成年後見制度の見直しがされた場合の「成年被後見人」の遺言の在り方については、法制審議会民法（成年後見等関係）部会において調査審議されている後見、保佐及び補助の三類型が維持されるか否か、後見がどのような要件の下にどのような範囲の者を対象とするのかなどにも関わる問題であり、まずは成年後見制度の見直しにおける議論に委ねるのが相当と考えられる。

これに対し、見直しの検討において含まれ得る論点のうち、特に遺言法制に特有の問題（押印の要否）については、本部会で検討することが相当と考えられ、遺言に立ち会った医師が行う押印の要件については、自筆証書遺言において押印を要しないとする場合には、これと同様に押印を要しないものとするのが考えられる。なお、自筆証書遺言において押印要件を存置する場合においても、診断書において押印が必ずしも求められていないこと（医師法施行規則第20条参照）を踏まえ、医師が行う押印を要しないとすることも考えられる。

そこで、本文では、成年被後見人の遺言について、自筆証書遺言における押印要件の在り方や成年後見制度の見直しにおける議論等を踏まえて検討することを提案している。

（注）成年後見制度の見直しについて調査審議を進めている法制審議会民法（成年後見等関係）部会の第18回会議（令和7年4月15日開催）における部会資料14では、成年被後見人の遺言について、「事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合にはその仕組みの本人について成年被後見人の遺言の規律を維持するものとし、事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合には成年被後見人の遺言の規律を設けない（削除する）ものとする。」と記載されている。

以上